目 次

- ① 設置の趣旨及び必要性
- ② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か
- ③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称
- ④ 教育課程の編成の考え方及び特色
- ⑤ 教員組織編成の考え方及び特色
- (6) 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件
- ⑦ 施設・設備等の整備計画
- ⑧ 基礎となる学部との関係
- ⑨ 入学者選抜の概要
- ⑩ 管理運営
- ① 自己点検評価·認証評価
- ② 情報の公開
- ③ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

創価大学大学院工学研究科生命理学専攻 設置の趣旨等を記載した書類

1.設置の趣旨及び必要性

(1)設置の背景

昭和46年、本学は、創立者池田大作先生が示された建学の精神、

- 一、人間教育の最高学府たれ
- 一、新しき大文化建設の揺籃たれ
- 一、人類の平和を守るフォートレス(要塞)たれ

に基づき、学校教育法により、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を 教授研究し、全人的な人間形成をはかるとともに、文化の発展と人類の福祉に 貢献することを目的(創価大学学則第一条)として開学した。

平成3年、科学技術をもって人類の平和と福祉に貢献する人材を養成するために生物工学科と情報システム学科からなる工学部を開設、平成7年にはその 土台の上により専門性を高め、創造力を磨くことを目的として、生物工学専攻 と情報システム学専攻からなる工学研究科を設置した。今世紀に入り、ヒト・ ゲノムをはじめとする多くの生物種のゲノムが解析され、生物学にゲノム情報に基づく生物学という新たな潮流が生まれ、本学においても、平成15年、生物工学科の中で基礎生物学を中心とする分野を「生命情報工学科」に、応用生物分野を「環境共生工学科」として改組し、平成19年にはそれを土台とする「生命情報工学専攻」と「環境共生工学専攻」を設置した(「資料1:創価大学大学院工学研究科の沿革」参照)。

平成27年には建学の精神「人類の平和を守るフォートレス(要塞)たれ」に応えるべく、人の健康と生活の支援、人と地球環境の共生など、人類の持続的発展に資する新たな科学技術を創造する人材を養成するため、「生命情報工学科」と「環境共生工学科」を廃止し、新たに「共生創造理工学科」を設置すると同時に工学部を改組し、理工学部とした。共生創造理工学科は「応用物理学領域」「物質理工学領域」「生命理工学領域」「環境理工学領域」の4つの領域を有し、入学後にいずれかの領域を選択することにより専門的な教育を受ける仕組みとなっている。

この度、共生創造理工学科の卒業生を受け入れる研究科の一つの専攻として 「生命情報工学専攻」を廃止し、「生命理学専攻」を設置する。これまでの「生 命情報工学専攻」は生命科学と情報科学の両方を学んだ「生命情報工学科」の 卒業生を受け入れていたが、今後は必ずしも情報系科目を履修していない「共 生創造理工学科」の中の「生命理工学領域」の学生が主体となるため、受け入 れ方針とカリキュラムを変更する必要が生じた(「資料 2:基礎となる学部との関 係図」参照)。

一方、生命科学は様々な研究技術の進歩に伴ってダイナミックに変化してきた。次世代シークエンサーの登場により、大量の遺伝子情報の解析が迅速かつ容易にできるようになり、一細胞や各個体の全ゲノム解析、遺伝子発現解析、さらには、生体内の常在菌叢や感染病原体のメタゲノム解析も可能となった。また、質量分析法や進歩に伴って、生物を構成する物質の網羅的な解析も可能となった。このような技術に支えられ、ゲノム、トランスクリプトーム、プロテオーム、グライコーム、リピドーム、メタボローム、フェノームなどの網羅的解析が行われ、オミックスという研究分野が発展した。一方、平成26年と平成29年にそれぞれノーベル賞を受賞した超解像蛍光顕微鏡法やクライオ電子顕微鏡法の発明に代表されるような技術革新により細胞内の現象を観察する時間・空間分解能は格段に高くなった。生命情報工学科開設時(平成15年)には

ゲノム情報と計算機シミュレーションによる新しい生物学が期待されたが、生物はそれを許さないほどに複雑であることも明らかとなってきた。

以上の状況に鑑み、「生命情報工学専攻」を廃止し、より多角的に生命現象を探求し、その研究を推進する手法の開発も含めて教育を行う「生命理学専攻」を設置する。これに伴い、既設の「情報システム工学専攻」「環境共生工学専攻」と合わせて「工学研究科」を「理工学研究科」に名称変更する予定である。

資料 1: 創価大学大学院工学研究科の沿革

資料2:基礎となる学部との関係図

(2) 養成する人材像

本学創立 50 周年を目指して平成 22 年に策定した「創価大学グランドデザイン」では、建学の精神に基づき、「創造的人間」を育成し、社会に優れた人材を輩出することが本学のミッションと定めた。生命理学専攻で養成する人材像は、生命科学の分野における「知」の創造、すなわち、まだまだ明らかにされていない生命という精緻にして柔軟なシステムの仕組みについて明らかにする人材、すなわち研究者である。

同時に、建学の精神では「新しき大文化建設の揺籃たれ」と謳われている。 科学は文学や芸術と同じように我々人類の創り出した文化であり、すべての人 に共有されなければならない。生命理学専攻は生命科学という文化を建設する 揺籃たらんと欲する。平成29年4月に文部科学省、基礎科学力の強化に関する タスクフォースによってまとめられた「基礎科学力の強化に向けて」の中で、『我 が国は、科学技術の発展を国の繁栄の礎と政策的に位置付けているが、学術研 究・基礎研究の意義について社会の各界、国民一人一人のレベルで理解され、 浸透しているとは言い難い。研究の価値について、すぐに役に立つか否かとい う尺度で論じる意識・価値観は依然として根強く、その半面、真理を探究する 営みそのものを文化として位置づけ、十分な価値を認めるには至っていない。 このため、基礎科学への関心も、ともすれば日本人研究者のノーベル賞受賞時 等の一時的な高まりに止まっている。かねてからの研究者によるアウトリーチ 活動や科学コミュニケーターによる国民参加のイベント等の取組は一定の成果 を上げてきてはいるが、真に科学を文化とし、日常的な理解・関心の対象とし ていくためには、まだ道のりは長い』と現状と課題が述べられている。したが って、最先端の生命科学とその進歩が現代社会に及ぼす影響を理解し、「知」を

共有するために研究者と社会とを橋渡しする人材の育成が急務である。具体的な例としては中学校・高等学校で教育にあたる人物(教員)、新聞社、テレビ、雑誌などの解説員や科学博物館の科学コミュニケーター等が考えられる。例えば教員であるならば、単に高校や大学の入学試験に出題されるか否かという観点ではなく、生命とは何かという深遠な問いに答えるため、微生物からヒトまで、分子から地球全体の生態系まで、あるいは生命の誕生から進化まで、様々な時空間で生命現象を理解しようとする夢のある話、思考力を刺激する話を提供できる教員であってほしいと切望する。

もちろん旧来の「生命情報工学専攻」と同様に研究機器メーカーの技術サポートや営業職、医薬情報担当者(MR)や医薬品卸企業の営業職(MS)、臨床検査薬情報担当者(DMR)、治験、臨床開発に関する業務(CRA)等の高度専門職業人としての就職も考えられる。これらの職業では「知」の伝達に際して「創造的」であることが必要である。そのため、専門的知識の教授のみではなく、研究を通しての論理的な思考の訓練、研究成果の発表や議論を通してのプレゼンテーション能力の開発や説得力の修得を促し、生命科学系の業界でなくとも知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成する必要がある。

後述するように「生命理学専攻」には4つの専門分野「生命分子科学分野」「細胞生命科学分野」「生命情報科学分野」「生命機能科学分野」を設け、学生がいずれかの専門分野の十分な知識を身につけるように人材養成を行う。上で述べた人材像(研究者、教員、科学コミュニケーター等)は分野によらない共通の人材像と言える。これに加えて分野特異的な人材像としては「生命分子科学分野」であれば食品関係企業への就職、「生命情報科学分野」であれば情報産業界でのシステム・エンジニアや分析機器メーカーのエンジニア等の就職も考えられる。

以上のような人材を養成するにあたり、以下のように学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定める。

学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

【修士】

本専攻の定める修了要件に加え、以下の知識・能力を身につけた学生に対し、 修士の学位を授与する。

• 生命科学全般に関する基礎的な知識に加え「生命分子科学分野」、「細胞

生命科学分野」、「生命情報科学分野」、「生命機能科学分野」のいずれかの分野における十分な知識を身につけていること

- 教員、専門職業人にふさわしい資質(論理的思考能力、問題解決能力、 コミュニケーション能力)を備えていること
- 教員、専門職業人としての倫理観及び責任感を持っていること

【博士】

本専攻の定める修了要件に加え、以下の知識・能力を身につけた学生に対し、 博士の学位を授与する。

- 生命科学全般に関する専門的な知識に加え「生命分子科学分野」、「細胞生命科学分野」、「生命情報科学分野」、「生命機能科学分野」のいずれかの分野において世界をリードする最先端の知識を身につけていること
- 研究者に必要な探究心・独創性を備え、自ら研究テーマを設定し、研究を 推進する方法を見出す能力を有すること
- 海外の研究者との交流が可能なレベルの英語によるコミュニケーション 能力を有すること
- 研究者としての倫理観及び責任感を持っていること

- 2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か 修士課程(博士前期課程)と博士後期課程を同時に設置する。
- 3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称
- (1) 研究科名称、専攻の名称

【研究科名称】

工学研究科 Graduate School of Engineering

【専攻名称】

生命理学専攻博士前期課程 Master's Program in Biosciences 生命理学専攻博士後期課程 Doctor's Program in Biosciences

(2) 学位の名称

修士(理学) Master of Science

博士 (理学) Doctor of Science

(3) 当該名称とする理由

「養成する人材像」で述べたように本専攻では「知」を創造する人材、「知」を 文化として広める人材を養成する。創造するものが物や技術よりは、主として 知識であることから学位は「修士(理学)」「博士(理学)」が適当である。英語 名称は英訳として一般的に用いられている「Master of Science」「Doctor of Science」とした。また、研究・教育の対象は生命科学であることから専攻名は 「生命理学専攻」とした。英語名称は複数名の米国で学位を取得した就任予定 教員の意見を聴取し、米国で一般的に用いられる「Master's Program in Biosciences」「Doctor's Program in Biosciences」とした。

(4) 補足

本専攻を設置した場合、研究科の内部に「理学専攻」と2つの既存の「工学 専攻」が存在するため、名称を「工学研究科」ではなく「理工学研究科」に変 更することで研究科の内実を明確に表現することができると考える。そこで新 専攻設置とともに、研究科の名称変更の事前相談の手続きを進めている。

【届出予定研究科名称】

理工学研究科 Graduate School of Science and Engineering

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

平成17年中央教育審議会答申「新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-」ならびに平成23年中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育~世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために~」を踏まえて、体系的な教育カリキュラムと組織的な教育・研究指導体制を構築する。

4-1. 修士課程(博士前期課程)

まず、基礎となる学科「共生創造理工学科」では卒業単位数を従来の「生命情報工学科」の132単位から124単位に削減することにより、在学中の留学などに対応することを可能とするなど、学生の多様な目標に対応した柔軟な履修が可能となるようにカリキュラムが設計された。共生創造理工学科の生命理工学領域(「資料2:基礎となる学部との関係図」参照)では「細胞生物学」「分子生物学」「生化学実験」「分子生物学実験」「バイオインフォマティクス演習」の5

科目が必修であり、その他に「微生物学」「微生物学実験」「生化学」「代謝生化 学 | 「構造生物学 | 「酵素化学 | 「発生生物学 | 「分子細胞生物学 I | 「分子細胞生 物学Ⅱ|「免疫科学|等の理学系科目が用意されている(資料3:共生創造理工 学科科目表)。領域必修科目数が5科目に抑えられており、主専攻以外に副専攻 として別の領域を修得する事ができる設計になっている。本専攻ではこれら学 部基礎教育の土台の上に、さらなる専門教育を行う。言うまでもないことだが、 「創造的」であるためには、まず基盤となる最先端の知識の獲得が必須であり、 主として講義科目により最先端の知識を獲得させる。しかしながら、限られた 期間の中であらゆる生命科学の知識を身につけることは困難であるため、「生命 分子科学分野 | 「細胞生命科学分野 | 「生命情報科学分野 | 「生命機能科学分野 | の4つの分野を設けて、いずれかの分野の知識を重点的に学習させる。

4つの分野の科目は以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて策定した。

カリキュラム・ポリシー (博士前期課程)

・ 「生命分子科学分野」では生体分子構築や動作原理を分子論的に理解し、 さらに新規の構造や動作機序を研究する方法を習得するカリキュラムを 設計する

- 「細胞生命科学分野」では細胞内で起こる遺伝子発現から細胞運命決定 に至るまでの過程を分子レベルで理解し、研究する方法を習得するカリ キュラムを設計する
- 「生命情報科学分野」では問題解決に導くために必要な情報を収集・形式化し、解決する方法を生み出す能力、新規の生命情報を取得する方法 を開発する能力を養成するカリキュラムを設計する
- ・ 「生命機能科学分野」では外部情報の認識やそれに対する応答などの生物の機能について分子レベルで理解し、研究する方法を習得するカリキュラムを設計する

「生命分子科学分野」では分野必修の生命分子科学総論に加えて、動的構造生物学、蛋白質機能科学、酵素科学特論の講義で生体分子(主に蛋白質)ならびにその複合体の構造や動作機序を教授する。また、バイオナノテクノロジーでは1分子観察により明らかにされる生体分子の姿を、蛋白質計算科学ではコンピュータを用いた立体構造の描画や構造予測法を講義する。これらを通して、生体分子構築や動作の原理を物理化学法則に基づいて理解し、アミノ酸配列に

基づく3次元構造の予測、新規の構造解析法、生体分子を応用した人工的な素子(光応答型分子、分子カーゴなど)の開発など創造的な発展をするための基盤を構築する。

「細胞生命科学分野」では分野必修の細胞生命科学総論に加えて、分子生物学特論、細胞生物学特論、糖鎖生物学特論、微生物生態学、ウイルス学の講義・演習を行う。細胞における生命現象を理解するためには、個々の細胞内で起こる遺伝子発現から細胞運命決定に至るまでの過程を分子レベルで理解する必要がある。細胞生命科学分野では、遺伝子と染色体の分子構造、及び、転写調節、RNAのプロセシング、及び翻訳制御の分子機構を理解させる。また、マイクロRNAの種類と機能を理解させる。さらに、翻訳後の蛋白質の細胞内小胞輸送と局在の制御、主な翻訳後修飾のひとつである糖鎖修飾の機能、シグナル伝達、及び、多細胞生物の発生における細胞運命決定機構について、分子レベルで理解させる。加えて、ウイルスを含む微生物においても、上記の知識に基づき、ウイルス及び細菌の感染増殖機構を分子レベルで理解させる。

「生命情報科学分野」ではやはり分野必修の生命情報科学総論に加えて、バイオインフォマティクス特論、構造プロテオミクス、バイオアナリシス、生命

情報計測学、バイオミメティクスを開講し、データベースの活用と生命情報取得技術の面からの生命科学を教育する。オミクス分野における様々な問題に対し、問題解決に導くために必要な情報を収集・形式化し、解決する方法を生み出す能力が必要である。バイオインフォマティクス特論、構造プロテオミクスではこれらの情報処理技術を教育する。また、新しい測定技術及び機器の開発により、今までの測定では捉えることができなかった生命現象が見いだされ、生命科学研究の発展とともに生命情報の取得に関する技術の重要性も改めて認識されてきている。よって既存の情報を整理・分析するだけではなく、新規の情報を取得する手法の開発について、バイオアナリシス、生命情報計測学、バイオミメティクスの講義で教育する。

「生命機能科学分野」では分野必修の生命機能科学総論に加えて、神経科学を中心に、細胞や組織における遺伝子や蛋白質などの生体分子の機能を理解するとともに、それらの生体分子が作り出す細胞や組織の機能を理解することを目的とした講義(ニューログリア概説、発達と学習の神経生物学、神経生理学、神経疾患の科学、免疫学特論)を開講し、分子から組織、ひいては個体レベルの生命科学を教育する。

その他に共通科目としての「機器分析特論 I ~III」を設け、研究に用いる実験装置の原理と応用を学習する。また、他大学、企業、理化学研究所等の研究機関が開催する講習会やサマースクール等への参加とそこでの学習を評価し、単位認定するための科目「特別講義 I ・II」「特別実習 I ・II」を用意し、多様なキャリアパスを確立するための視野の拡大を促す(詳細は「6.教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」の項で述べる)。

いずれの分野においても選択科目、共通科目は他の科目の履修を前提としていない。よって履修の順番は任意である。

なお、修了に必要な講義科目単位は14単位(7科目)であるが、別途申請する中学校教諭専修免許課程(理科)、高等学校教諭専修免許課程(理科)では24単位(12科目)の履修が必要となる。したがって専修免許を取得した教員になる場合には、1つの分野を体系的に学習するとともに、より広範な生命科学に関する講義を履修することにより様々な時空間で生命現象を理解しようとする夢のある話、思考力を刺激する話を提供できる人材を養成するように設計している。

さらにグローバル化社会に対応するため、半数以上の科目を英語で開講し、 外国人留学生が英語で講義・研究指導を受けて必要単位を取得、修了すること (English Track)を可能とする。同時に日本人学生の外国人とのコミュニケー ション能力を開発し、課程修了後にグローバルに活躍できる人材を養成する。 ただし、日本人学生の理解を助けるため、授業内では日本語も併用する場合が ある。外国人留学生の入学に際しては9月入学を可能とする「特別選抜(外国 人)試験(後述)を実施し、海外の教育制度との連続性に配慮している。また、 カリキュラムは9月入学の場合にも問題なく履修できるように設計されている (資料5)。

「創造力」の育成は主に研究活動を通して行われる。研究指導科目として「生命理学特別演習 I ~IV」「生命理学特別研究 I ~IV」を設け、研究指導を行う。
「生命理学特別演習 I ~IV」では各学生の研究テーマに関連する分野の専門知識を身につけるとともに、プレゼンテーションやディスカッションを通してディプロマ・ポリシー(前述)の論理的思考能力やコミュニケーション能力を養成する。また「生命理学特別研究 I ~IV」においても研究を推進する中で、論理的思考能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、研究者・専門職業人

としての倫理観と責任感等を醸成する。詳細は後述するが、早期に指導教員(主

香)以外に2名の副査を選出し、組織的な研究指導体制をとる。また、修士論

文研究の中間報告会を開催し、専攻の教員全体による指導を行う。

別記様式第2号(その2の1)やシラバス等には研究指導科目である「生命理

学特別演習 I」や「生命理学特別研究 I」は前期開講と記載しているが、9月入

学者に関しては後期に履修できるように開講する。選択科目に関しては履修の

順序に必然性はないため、同じ講義を前後期ともに開講することはしないが、

教育課程の体系性は確保される(資料 4、5:履修モデル参照)。また、これによ

り教員に過度の負担もかからないように設計している。

最後に、以上の教育課程は5年間の博士課程教育のコースワークの一部にな

っていることも申し添える。

資料 3: 共生創造理工学科科目表

資料4:履修モデル(4月入学生用)

資料 5:履修モデル(9 月入学生用)

-19-

4-2. 博士後期課程

博士前期課程同様に平成17年ならびに平成23年中央教育審議会答申を踏まえて大学院教育の実質化を図るために以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて科目群を設置した。

カリキュラム・ポリシー (博士後期課程)

- 1)狭い研究分野に限らず、生命科学全般に関して俯瞰的にものを見る目を養う
- 2)独創性を養成するため、学生の研究分野とは異なる生命科学分野の手法や 考え方を習得させる
- 3) 深く考え、追求する能力を養成する
- 4) 英語論文作成、英語でのプレゼンテーションの能力を養成する

カリキュラム・ポリシー1)、2)に基づき、博士後期課程1年次に「データ解析演習」を開講し、専攻の教員全員で様々なデータ解析手法を習得させる。 また、博士後期課程2年次に「先端研究I」と「先端研究II」を開講し、専攻の教員全員で担当する。この講義では、各研究室が研究している科学的分野の 背景や問題点、その分野の研究動向や先端技術等を紹介する。また注目されて

いる新しい知見や技術を論文等の紹介を通して行い、学生各自の研究分野のみ

ならず生命科学全般の動向について把握できるように努める。さらにカリキュ

ラム・ポリシー4)に基づいて、博士後期課程で作成すると想定される国際的

かつ権威ある査読制度を有する学術雑誌へ投稿論文作成能力の養成のため「英

語論文作成演習 | を開講する。

また博士前期課程同様に研究指導科目(「生命理学特別演習V~X」「生命理

学特別研究V~X」を学期毎に履修登録し、各学期で評価する。後期課程入学

と同時に指導教員(主査)以外に2名の副査を選出し、組織的な研究指導を行

う。博士後期課程2年目で中間報告会を開催し、専攻の教員全体による指導を

行う。研究指導科目はカリキュラム・ポリシー全体をカバーするものと考える

が、特に3)の養成に応えることが期待される。

以上の内容を資料6、7に履修モデルとしてまとめた。

資料 6:履修モデル(4 月入学生用)

資料7:履修モデル(9月入学生用)

-21-

5. 教員組織編成の考え方及び特色

専任教員としては、現在、生命情報工学専攻に所属する教員 10 名に加え、開設時(2020年4月)には若手教員 2 名を採用する。

上で述べたように「生命分子科学分野」では蛋白質ならびにその複合体の構造や動作機序に関して教育・研究する。そこで、これまで生命情報工学専攻に所属し、蛋白質工学、生体分子自己組織化を専門とする教授(池口)、筋収縮やバイオナノテクノロジー、1分子生化学を専門とする教授(丸田)、蛋白質立体構造データベース、計算機科学を専門とする准教授(藤原)に加え、新規に好熱菌由来蛋白質、酵素科学、蛋白質機能科学を専門とする教授(郷田)を迎える。

次に「細胞生命科学分野」では個々の細胞内で起こる遺伝子発現から細胞運命決定に至るまでの過程を分子レベルで教育・研究する。このため、糖鎖を中心とする細胞生物学、発生生物学が専門である教授(西原)とウイルス学を専門とする教授(高瀬)に加え、分子生物学、免疫科学が専門である新任の教授(栂谷内)を迎える。

また、「生命情報科学分野」ではデータベースの活用と生命情報取得技術の面

からの生命科学を教育・研究する。糖鎖インフォマティクスが専門の教授(木下)、バイオセンサーや単一細胞解析が専門の教授(久保)、バイオセンサー、 光ファイバーセンサーが専門の教授(関)の3教授を配置する。加えて下表では「生命分子科学分野」にカウントされている准教授(藤原)がこの分野の科目である「構造プロテオーム」の講義を担当する。

最後に「生命機能科学分野」では神経科学を中心に、細胞や組織における遺伝子や蛋白質などの生体分子の機能を理解するとともに、それらの生体分子が作り出す細胞や組織の機能に関して教育・研究する。神経科学、神経細胞生物学を専門とする教授(中嶋)、神経生理学、感覚情報処理を専門とする教授(川井)を配置する。加えて下表では「細胞生命科学分野」にカウントされている教授(栂谷内)がこの領域の科目「免疫学特論」の講義を担当する。

本学工学研究科においては伝統的に教員一人ひとりが独立した研究テーマを持ち、独立して研究する体制になっている。この伝統は若手教員の自由な発想に基づいた独創的な研究を醸成する環境を作り出している。しかしながら4つの分野の教員団はそれぞれ近い研究内容を持っているので、随時、共同で研究・教育に当たることも多い。さらには分野を超えて、研究手法のことなる教員が

同じ目標に向けて共同研究を行うこともあり、自由で活発な研究が行える体制になっている。

専任教員は全員が研究指導教員である。専任教員専門分野は下表のように 4 つの教育分野に分かれているが、上で述べたように授業科目としては複数の分 野の授業を担当する場合もある。年齢構成は令和2年4月時点で60代6名、50 代2名、40代4名であり、どの分野においても60歳前後の教員と、50歳前後 の比較的若い教員を配置し、教員組織としての教育研究水準の維持向上及び教 育研究の活性化を図る構成となっている。本学の教員の定年は、「学校法人創価 大学教育職員就業規則」(資料8)により満65歳と定められ、定年に達した者は、 その学年度の末日に退職する。但し、同規程で、平成14年3月末日以前に就任 した教員の定年は70歳とされており、令和2年4月時点で60代の教員の定年 は70歳である。最高齢の教員の定年退職は令和6年3月であり、申請する課程 の完成年次においても在職する。定年退職する教員の補充は若手研究者を公募 することにより任用する。

専任教員の専門分野

	生命分子科学分野	細胞生命科学分野	生命情報科学分野	生命機能科学分野
教授	3 (3) 名	3 (3) 名	3 (2) 名	2 (2) 名
	年齢 60、60、48	年齢 66、62、46	年齢 63、59、47	年齢 66、52
准教授	1 (0) 名	0 名	0 名	0 (0) 名
	年齢 46			
合計	4 (3) 名	3 (3) 名	3 (2) 名	2 (2) 名

年齢は令和2年4月時点、() 内は博士後期課程 研究指導教員数

その他に本学「環境共生工学専攻」に所属する教員 4 名が博士前期課程の講義 を兼務する。全教員が博士の学位を有している。

資料8:学校法人創価大学教育職員就業規則

- 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件
- 6-1. 修士課程(博士前期課程)

(1) 教育方法

課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、必修科目である研究指導科目「生命理学特別演習 I ~ IV」ならびに「生命理学特別研究 I ~ IV」は各セメスターにそれぞれ1科目ずつ履修登録し、かつ単位認定する。合計8科目(16単位)を取得することにより、審査に合格しうるだけの修士論文を完成することができるように指導する。

「大学設置基準」第 21 条を踏まえ、「生命理学特別演習 I ~IV」は演習科目であり、週 1 コマの授業を想定しているので 2 単位と設定した。「生命理学特別演習 I ~IV」はいずれの教員の場合も文献研究であり、受講する学生が分担して最新の文献の内容を報告し、相互に質疑・応答する形で議論する。よって例えば「生命理学特別演習 I 」(1 年前期)と「生命理学特別演習 III」(2 年前期)は合併で実施される。専攻の学生定員 15 名に対して教員数 12 名であるので、1 科目(上記の例では「生命理学特別演習 I 」など)の履修者数は各教員あたり数名と考えている。よって 2 学年合わせて 5 名程度の学生と教員によって行

われる。場合によっては同じ分野の教員が合同で授業を行う。

なお、「教育課程等の概要」(別記様式第2号(その2の1))や授業科目の概要、シラバスには「生命理学特別演習 I」は前期、「生命理学特別演習 II」は後期のように記載しているが、9月入学の学生の場合は後期に「生命理学特別演習 I」を開講するため、場合によっては「生命理学特別演習 I」と「生命理学特別演習 I」を「生命理学特別演習 I」と「生命理学特別演習 II」を合併で実施することもある。

原則として「生命理学特別演習II」を履修するには「生命理学特別演習 I」の単位を修得していることが必要であり、「生命理学特別演習 II」、「生命理学特別演習II」、「生命理学特別演習IV」の順に単位を取得する。後述するように修了要件としては優れた業績を上げたものに関しては 1年以上在学すれば修士論文審査、最終試験を受ける資格を与える規則となっている。それに該当する場合には科目の先行履修を許可し、「生命理学特別演習 II」と「生命理学特別演習 II」、あるいは「生命理学特別演習III」と「生命理学特別演習 II」と「生命理学特別演習 III」、あるいは「生命理学特別演習 III」と「生命理学特別演習 III」と「生命理学特別演習 III」と「生命理学特別演習 III」と「生命理学特別演習 III」と「生命理学特別演習 III」と「生命理学特別演習 III」と「生命理学特別演習 III」と「生命理学特別

の参加者を先行履修対象者とする。

「生命理学特別研究 I ~IV」は実験・実習科目であり、週2コマ程度の研究 指導時間と相当な時間の実験・研究活動が見込まれるため2単位とした。この 指導は原則として学生と教員が1対1で行う。上述したように1教員あたりの 指導学生数は2学年で5名程度と考えられるので、教員に過度の負担がかかる ことはない。また、「教育課程等の概要」(別記様式第2号(その2の1))や授 業科目の概要、シラバスには「生命理学特別研究 I | は前期、「生命理学特別研 究Ⅱ」は後期のように記載しているが、「生命理学特別演習Ⅰ~Ⅳ」と同様に9 月入学の学生の場合は後期に「生命理学特別研究 I | を開講する。原則として 「生命理学特別研究Ⅱ」を履修するには「生命理学特別研究Ⅰ」の単位を修得 していることが必要であり、「生命理学特別研究 I 」、「生命理学特別研究 II 」、「生 命理学特別研究Ⅲ |、「生命理学特別研究IV | の順に単位を取得する。早期修了 の際の扱いに関しても「生命理学特別演習 I ~IV | と同様に考える。研究活動 の質は最終的に作成される修士論文を審査することにより担保する。

また、選択科目については「生命分子科学分野」、「細胞生命科学分野」、「生命情報科学分野」、「生命機能科学分野」の4つの分野を設け、学生にはこれら

の分野から1つの分野を選択させ、その分野の科目を集中して履修させること により体系的な学習を促す(「資料4:履修モデル」参照)。さらに各分野を俯瞰 的に学習する「生命分子科学総論」、「細胞生命科学総論」、「生命情報科学総論」、 「生命機能科学総論」を各分野の分野必修科目とし、各分野の基礎的事項を概 説する。この科目により本学共生創造理工学科の生命理工学領域以外の領域を 卒業した学生、外国人学生など、入学前の学歴によらずに専門教育に導入でき るよう図る。「生命分子科学分野」では動的構造生物学、蛋白質機能科学、酵素 科学特論、バイオナノテクノロジー、蛋白質計算科学の5科目、「細胞生命科学 分野」では分子生物学特論、細胞生物学特論、糖鎖生物学特論、微生物生態学、 ウイルス学の5科目、「生命情報科学分野」ではバイオインフォマティクス特論、 構造プロテオミクス、バイオアナリシス、生命情報計測学、バイオミメティク スの5科目、「生命機能科学分野」ではニューログリア概説、発達と学習の神経 生物学、神経生理学、神経疾患の科学、免疫学特論の5科目を用意し、選択し た分野の科目を最低でも3科目履修することを義務付けることにより体系的な 学習を担保する。

この他に分野共通の選択科目として「機器分析特論 I ~III」、「特別講義 I ・
II」、「特別実習 I ・II」を用意し、選択科目から 14 単位上修得する事を修了要
件とする。「特別講義 I ・II」及び「特別実習 I ・II」は、例えば理研・脳科学
総合研究センターが開催している

「脳科学塾」(https://cbs.riken.jp/jp/TP/)

のような学外の教育プログラムに参加した際に、その学習を単位認定する科目として設置している。外部で計画・実施されるプログラムであるため、「脳科学塾」のような現在実施されているプログラムが終了する可能性、あるいは逆に将来新しいプログラムが実施される可能性がある。この未知数となる部分に対応するため、これらの科目の履修に関しては、4名の教員(池口、西原、木下、中嶋)を担当として配置する。学生は当該プログラム参加前に、参加するプログラムの内容を明らかにする資料を添えて単位認定の申請書を提出する。その内容に応じて4名の担当教員の中から専門分野の近い教員が、プログラム実施団体に問い合わせるなどして内容を把握し、修士課程の学生を対象としたものであるか、また単位認定に価する内容であるか、講義科目として認定する内容か、実習科目として認定する内容か、講義科目に相当する内容であれば15コマ

相当以上の時間行われるものであるか、また実習科目に相当するものであれば 30 時間以上の時間行われるものであるかを判断し、専攻会議にて審議の上、プ ログラム修了が単位認定される可能性があるか否かを事前に指導する。プログ ラム修了後、学生は「修了認定書」、「成績証明書」等の証明書類と受講したプ ログラムの内容をまとめたレポートを提出し、担当教員が評価を行う。必要で あれば担当教員がプログラム実施期間に視察を行う。設置する「生命理学専攻 | の前身である「生命情報工学専攻」では類似の単位認定は12年間で2例(いず れも「脳科学塾」)であり、修了単位総数に占める割合は低いと想定している。 近年、本学が「スーパーグローバル大学創成支援(タイプB)事業 | に採択 されていることもあり、外国人留学生の数が増えている。そのため選択科目の 半数以上は英語で授業を行い、外国人留学生と日本人学生が協働的に学習する ことにより国際性を持った人材を育成する。

(2) 履修指導

資料9に修了までのスケジュールの概略を示したが、入学直後(4月または9月)に履修ガイダンスを実施し、教育課程表、時間割、履修モデル、標準修了年限までのスケジュール、修了要件を提示する。各科目のシラバスは本学のポ

ータルサイトに提示する。研究指導に関しては、指導教員が1年間の指導計画を記した「研究指導計画書」を学生に示し、それを参考に学生は「研究計画書」を提出する。各学期における学生の履修状況ならびに成績はポータルサイトにより指導教員が確認できるシステムになっており、指導教員は学生の履修が適切であるか各学期にチェックする。修了年次の後期(9月入学者の場合、前期)には「修士論文ガイダンス」を実施し、修士論文の書き方、提出方法を指導する。

(3) 研究指導の方法

入学直後に学生が「研究計画書」を提出した時点で、修士論文の主査となる 指導教員以外に2名の副査を決定する。副査は指導教員が示した「研究指導計画書」ならびに学生が提出した「研究計画書」を確認し、指導教員及び学生に 適切な助言をする。指導教員は1年間の研究の進捗や他研究者による関連する 論文の発表等の状況の変化を踏まえて「研究指導計画書」を修正し、2年目の4 月(9月入学の場合は9月)にも学生に提示する。

修了年次の前期末には修士論文の中間発表会を開催する。専攻の全教員が参加し、発表内容に関してコメントすることにより修士論文の完成に向けて援助

する。これらの仕組みにより集団指導体制を構築する。

(4) 修了要件

本課程に2年以上在学し、必修科目16単位、選択必修科目2単位、選択科目12単位以上の合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格したものに修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年以上在学すれば足りるものとする。

(5) 学位論文審査体制

前述のディプロマ・ポリシーに基づき、学生の能力ならびに研究成果を学位 論文により評価する。

論文審査は主査(指導教員)と2名の副査により実施する。3名の審査委員は以下の論文審査基準にしたがって論文を審査し、100点満点で点数化することにより、審査の厳格性と透明性を確保する。平均点が60点以上で合格とする。

また修士論文発表会を実施し、専攻の教員全員が出席の上、質疑応答により 学生の能力を判定し、これを持って最終試験とする。

学位論文審査基準

修士論文は、申請者が主体的に取り組んだ研究の成果であり、独創的でなければならない。審査は以下の項目について行われる。

- 研究の目的が、適切に述べられているかどうか。
- 研究方法が十分に説明されているかどうか。
- 実験結果が図表に適切に表現され、解析が無理なく十分に行われている かどうか。
- 得られた結果について、十分な考察が展開されているかどうか。
- 論文が論理的に構成されており、表記・表現が適切かつ明瞭かどうか。
- 学位論文の口頭発表が適切に行われ、質疑に対する応答が十分であった かどうか。

(6) 学位論文の公表方法

博士論文は本学の学術機関リポジトリにて公開しているが、修士論文は国際的な学術雑誌への掲載あるいは特許申請等の知的財産権の確保がなされていない情報を含む場合があるため、タイトルのみ本学ホームページで公開している。 全文の公開は請求があった場合にのみ対応している。

(7) 研究の倫理審査体制

論文作成に際しての研究倫理に関しては大学院要覧に記載し(資料 10)、ガイダンス時に学生に説明している。大学全体で剽窃チェックソフト Turnitin のライセンス契約を行い、指導教員は作成された修士論文をこのソフトを用いて確認できる体制をとっている。

資料9:博士前期課程修了までのスケジュール

資料 10: 論文作成ガイドライン

6-2. 博士後期課程

(1) 教育方法

博士前期課程同様に課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、必修科目である研究指導科目は各セメスターに2科目ずつ履修登録し、かつ単位認定する。合計12科目(24単位)を取得することにより、審査に合格しうるだけの博士論文を完成することができるように指導する。「大学設置基準」第21条を踏まえ、「生命理学特別演習V~X」が演習科目であり、週1コマの授業を想定しているの

で2単位と設定した。「生命理学特別研究V~X」は実験・実習科目であり、週 2コマ程度の研究指導時間と相当な時間の実験・研究活動が見込まれるため2 単位とした。研究活動の質は最終的に作成される博士論文を審査することによ り担保する。

組織的な研究能力養成教育を行うために「データ解析演習」「英語論文作成演習」を開講する。さらに、狭い研究分野に限らず、俯瞰的にものを見る目を養うため「先端研究 I 」「先端研究 II 」を開講し、博士後期課程の指導教員全員で授業を担当する。英語で授業を行い、外国人留学生と日本人学生が協働的に学習できるようにする。

(2) 履修指導

入学直後に履修ガイダンスを実施し、教育課程表、時間割、履修モデル、標準修了年限までのスケジュール、修了要件、学位論文の提出要件を提示する。 各科目のシラバスは本学のポータルサイトに提示する。各学期における学生の 履修状況ならびに成績はポータルサイトにより指導教員が確認できるシステム になっており、指導教員は学生の履修が適切であるか各学期にチェックする。 博士前期課程の場合と同様に、優秀な学生が早期修了するためには先行履修(例えば生命理学特別演習Vと生命理学特別演習VIの同時履修)が必要となる。博士後期課程の先行履修については事前に学生から「先行履修願い」を提出させ、その時点で早期修了に価する能力、研究業績があるか専攻会議にて審議の上、許可された場合に認める。各学期の初めには「博士論文ガイダンス」を実施し、博士論文の書き方、提出方法を指導する。

(3)研究指導の方法

入学直後に博士論文の主査となる指導教員以外に2名の副査を決定する。指導教員は毎年4月(9月入学の場合は9月)に「研究指導計画書」を学生に提示する。副査は指導教員が示した「研究指導計画書」を確認し、指導教員及び学生に適切な助言をする。指導教員は1年間の研究の進捗や他研究者による関連する論文の発表等の状況の変化を踏まえて「研究指導計画書」を修正し、2年次、3年次の4月(9月入学の場合は9月)にも学生に提示する。

博士後期課程2年次の夏に中間発表会を開催する。専攻の全教員が参加し、 発表内容に関してコメントすることにより博士論文の完成に向けて援助する。 博士論文が審査に合格しうる質であるかを事前に確認するため、予備審査を実施する。論文審査は入学時に決定している主査及び副査2名で行い、加えて博士論文説明会を開催し、研究成果を報告する。博士論文説明会には専攻の教員全員が出席し、研究成果の質が学位に値するか、学位論文の提出要件(後述)を満たしているかを確認する。

(4)修了要件

本課程に3年以上在学し、必修科目32単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の提出要件を満たして博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したものに博士の学位を授与する。最終試験は原則として博士論文審査の主査、副査により行われ、博士論文の内容とは別に関連する学術分野における知識が十分であるかどうかを審査する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては1年以上在学すれば足りるものとする。

(5) 学位論文の提出要件

博士論文に含まれる研究成果が、論文提出者を第1著者とした英文原著論文

として、信頼できる査読制度のある雑誌に、2報以上掲載(1報はレターでも可)または掲載が決定されている場合に博士論文を提出できるものとする。これにより博士論文の基礎となっている研究成果が、新規なものであり、学術的な価値を有することを専門分野の極めて近い世界の研究者によっても評価されたものと考える。

(6) 学位論文審査体制

前述のディプロマ・ポリシーに基づき、学生の能力ならびに研究成果を学位 論文により評価する。論文審査は主査(指導教員)と2名の副査により実施す る。3名の審査委員は以下の論文審査基準にしたがって論文を審査し、100点満 点で点数化することにより、審査の厳格性と透明性を確保する。平均点が60点 以上で合格とする。また博士論文発表会を実施し、専攻の教員全員が出席の上、 質疑応答により学生の能力を判定する。

学位論文審査基準

博士論文は、申請者が主体的に取り組んだ独創性のある研究成果で、査読制度のある国際誌へ掲載されるなど、国際的に評価された内容を含んでいなければならない。審査は以下の項目について行われる。

- 研究の目的が、論文を引用しながら適切に述べられているかどうか。
- 研究方法が、具体的に説明されているかどうか。
- 実験結果が適切に示され、解析が十分に行われているかどうか。
- 得られた結果について、十分な考察が展開されているかどうか。
- 論文が論理的に構成されており、表記・表現が適切かつ明瞭かどうか。
- 研究の新規性、重要性または波及性(応用性)について述べられている かどうか。
- 学位論文の口頭発表が適切に行われ、質疑に対する応答が十分であった かどうか。

(7) 学位論文の公表方法

博士論文の要旨、論文本体、論文審査結果の要旨は本学の学術機関リポジト リにて公開している。

(8) 研究の倫理審査体制

論文作成に際しての研究倫理に関しては大学院要覧に記載し、ガイダンス時に学生に説明している。大学全体で剽窃チェックソフト Turnitin のライセンス契約を行い、指導教員は作成された修士論文をこのソフトを用いて確認できる体制をとっている。指導教員は論文審査の過程で、文章や図表の盗用がないか確認し、専攻会議に報告する。

(9)標準修業年限で修了できない場合の対応

(3)で述べたように各年度初めにおける「研究指導計画書」の学生への提示、副査による確認と指導教員及び学生への助言、博士後期課程2年次の中間発表会の開催、予備審査による博士論文の質の確認等、標準修業年限で修了できるように専攻全体で指導する。中間発表会の段階で学位論文の提出要件を満たすことに懸念がある場合には、研究の方向性等について専攻全体で議論し、学位論文の提出要件の満足に向けて指導する。万一、学位論文の提出要件を満たさないなど、標準修業年限で修了できない場合は、超過したセメスターの学費を減免して経済的負担を軽減し、論文発表に向けた研究時間、執筆時間を確

保させる。また1~2か月程度の短い間隔で進行状況を把握し、専攻全体で投稿論文が受理されるように支援する。

資料 11:博士後期課程修了までのスケジュール

7. 施設・設備等の整備計画

1) 校地、運動場の整備計画

本研究科を設置する本学キャンパスは、JR八王子駅より北へ約4km、緑豊かな多摩丘陵の一角に位置している。これまで本学では、キャンパスの自然環境・景観を生かしながら、明るく開放感に溢れた教育研究及び学習環境の整備を行ってきた。

また、キャンパスを人格形成と人間関係を構築していく場として考え、休息 や憩いの場として活用できる施設、空間をバランスよく整備している。

主な運動用設備としては、第1グラウンド、ビクトリーグラウンド、総合体 育館を備えている。ビクトリーグラウンドは、全面に人工芝を張り、体育実技 の授業での使用を始め、課外活動のサッカー、ラグビー場としても使用している。総合体育館は、総面積 12,872.24 ㎡、地上 6 階建ての施設で、アリーナ (1,932 ㎡)をはじめ、弓道場、トレーニングルーム、多目的室、会議室、部室、救護室及び約 1,000 名収容の観覧席を備え、体育実技の授業で使用している。

学生の休息や憩いの場としては、図書館と各校舎に自学自習のためのスペース、ラウンジを備え、約 2,000 席(ニューロワール食堂、ニュープリンス食堂、本部棟カフェテリア、中央教育棟カフェラウンジ、学生ホール等)の食堂を完備している。また、自然豊かなキャンパスを満喫できるよう、キャンパス内のいたるところにベンチ等を配備している。

2) 校舎等施設の整備計画

本研究科は、既存の生命情報工学専攻を発展的させた専攻である。そのため、 教育研究に必要な施設・設備については、既存専攻において十分整備されてい る。つまり、講義室・演習室・実験室・研究室については、既存専攻において 使用されてきた施設・設備が各室ごとに整備され、必要な機器についても既に それぞれの実験室等に配置されているため、その設備を活用することで実験科目などに十分に対応可能である。今後も、現在使用している施設・設備を有効活用し、さらなる教育研究活動に取り組んでいくものとなる。

また、あらたな新任教員を迎えるに当たっては、前任の研究機関等にて進めてきた研究を継続しつつ、本研究科での研究教育活動を推進するために、既存の施設・設備に加えて、さらなる設備の補充も就任前年度に実施させ、さらなる施設・設備の充実も図る計画としている。

3) 図書等の資料及び図書館の整備計画 ※図書館確認

本学には、全学共用の中央図書館がキャンパス内に整備されており、蔵書約98万冊(和書 約71万冊・洋書 約29万冊)が収納されている。また、雑誌約6,000種、電子ジャーナル約15,000種が閲覧でき、総合大学の図書館として十分な機能を提供している。

さらにキャンパス内には附属図書館の分館として、理工学部棟に分館を擁している。分館であるフレイザー図書館には、蔵書約 6.9 万冊(和書 4.3 万冊・洋

書 2.6 万冊)と雑誌約 949 種が収納されている。フレイザー図書館には、本研究科及び、理工学部としての教育研究活動にも充分機能する分野(自然科学及び工学・産業そしてコンピュータに関する情報分野)の専門書、学術雑誌、データベース、電子ジャーナルを整備しており、今後も継続して新規受入を行いコレクションの充実を図っていく。

特に本研究科に関連する最新の学術情報を入手するために、データベースと 学術雑誌・電子ジャーナルの充実が必須と考え積極的に整備している。前述の 中央図書館とフレイザー図書館では、自然科学系も含め約 15,000 種の電子ジャ ーナルに対応し、多くのデータベースを契約している。

フレイザー図書館(延床面積 720 ㎡)には、収納可能冊数 7 万冊以上の開架 書架、一般閲覧席 75 席、新聞閲覧席 2 席、検索端末席 2 席、パソコン席 9 席、 視聴覚資料閲覧席 1 席、の合計 88 席の座席数を用意し、充実した学習環境を整 備している。

本学では、図書館システム「CARIN-i」と、統合検索システム「Primo」を導入しており、フレイザー図書館を含め、館内資料の検索、雑誌論文などの統合検索などの機能により、冊子体の図書・雑誌、データベース、電子ジャーナル、

電子書籍の相互利用等が可能となっており、多様な、学生の学習ニーズや教員 の研究活動に十分応えていける体制が整備されている。

他大学図書館との協力については、NII との接続で NACSIS-ILL に参加し文献複写サービスを行っているほか、私立大学図書館協会の相互協力協定に参加し、加盟館の間での相互利用も可能となっている。さらに、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスの運用を開始し、約150万点のデジタル化資料の閲覧・複写が可能である。

電子化された情報及びWeb上のサービスは、学内ネットワークを介して
(VPN接続により学外からも利用可能)、ノートパソコンをはじめ、タブレット端末やスマートフォンからもアクセスが可能となっている。

8. 基礎となる学部との関係

博士前期課程の基礎となる学部は理工学部、主としてその中の共生創造理工学科である(「資料2:基礎となる学部との関係図」参照)。共生創造理工学科には「応用物理学領域」「物質理工学領域」「生命理工学領域」「環境理工学領域」の4つの領域が存在し、入学後1年半経過した時点で領域を選択する制度にな

っている。各領域で領域必修科目数が5科目設定されており、学生は選択した 領域の必修科目を履修しなければならない。しかし、その数は5科目に抑えら れており、主専攻以外に副専攻として別の領域を修得する事ができる設計にな っている。生命理学専攻に進学する学生は「生命理工学領域」の学生がほとん どと想定されるが、他の領域の学生も進学は可能になっている。

生命理工学領域の必修科目は「細胞生物学」「分子生物学」「生化学実験」「分子生物学実験」「バイオインフォマティクス演習」の5科目であり、その他に「微生物学」「微生物学実験」「生化学」「代謝生化学」「構造生物学」「酵素化学」「発生生物学」「分子細胞生物学 II」「免疫科学」等の理学系科目が用意されている(「資料3:共生創造理工学科科目表」参照)。

さらに学部との連携を強め、優秀な学生の大学院早期修了の可能性を開く取り組みとして「学士・修士5年一貫教育プログラム」を実施する。本プログラムは学部3年終了時点で、4年次科目である演習 I・II 及び卒業研究 I・II (以下、これらを卒業研究関連科目と称する)を除くすべての必修科目の単位を含む110単位以上を修得し、GPA4.0以上の成績の学生を対象とし、書類審査により選抜するものである。選抜された学生には学部4年次に進学する予定の大学院専攻

の講義科目を10単位まで履修することを認める。学部卒業に必要な科目は卒業 研究関連科目を除いて修得済みであるため、大学院の講義科目5科目程度を履 修しても学部科目の学習に影響はない。また学部「演習 I・II」の開講時間には すべての教員がこの科目を担当するため、大学院の講義科目と重複することも ない。本プログラムの参加とは別に後述する大学院入学試験として「特別選抜 (学士・修士5年一貫教育プログラム)試験|を4年次5月に受験させ、合否 を判定する。本プログラム参加者の先行履修単位は大学院入学後に認定すると ともに、大学院研究指導科目の先行履修を認め、大学院早期修了の可能性が開 かれるように設計している。実際に早期修了が可能か否かに関しては博士前期 課程1年次末の修士論文提出時期に判定する。本プログラム参加者が修士修了 と同時に就職するための就職活動を行うのは困難と考えられ、実質的には博士 後期課程進学者が対象として想定される。

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れ方針

「生命理学専攻」の養成する人材像は「知」の創造を実施し、生命科学を文

化として伝えることができる人物である点を踏まえて、以下のようなアドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜を行う。

アドミッション・ポリシー

- 生命現象に対して知的好奇心を持ち、本専攻で学ぶ強い意欲を持つ者
- 生命科学分野における研究者等の専門性を要する職業に必要な知識・技 術の習得を目指す者
- 本専攻における学習・研究に必要な学士課程修了レベルの基礎的な知識 と思考力を持つ者
- 本専攻における学習・研究に必要な英語力を持つ者

本専攻における学習・研究に必要な学士課程修了レベルの基礎的な知識とは 生命科学の知識に加え、化学(有機化学、分析化学、物理化学等)や物理学、 情報科学の知識も含む。

(2) 入学試験

下表のような入学者選抜試験を実施して学生を募集・選抜する。博士前期課程の学内選抜試験、特別選抜(5年一貫)試験は土台となる本学理工学部の学

生を対象としており、学部成績と面接試験により選抜する。特別選抜(5年一貫)試験に関しては「学士・修士5年一貫教育プログラム」の参加者のみが対象となる。このプログラムは選抜された学部学生に大学院講義科目の先行履修を認める制度で博士前期課程の早期修了を可能にするものである。一般選抜試験は広く学内外からの入学志願者を対象とする選抜、特別選抜(推薦)は他大学の学長、学部長等からの推薦のある学生を対象とする選抜である。また特別選抜(社会人)は2年以上の社会経験を有する者が入学を志願する場合、あるいは企業等に勤務する者が在職のまま入学する場合の選抜である。さらに特別選抜(帰国学生)ならびに特別選抜(外国人)はそれぞれ日本国籍あるいは外国籍を有し、海外で大学教育等を受けた者を対象とする選抜である。日本人学生は原則的に4月入学、外国人学生は4月、9月の入学に対応する。

外国人学生の入学試験に関しては日本語能力試験を受験している場合には、これを提出させるが、カリキュラムの大半を英語で提供することが可能であるため、提出は必須としない。ただし TOEFL/TOEIC/ACT/SAT/GCE 等の英語能力又は英語による学習能力を証明する書類の提出は必須とし、英語での受講が可能かどうか判定する。博士後期課程の入試における口述試験も英語での受

験を可能とする。

なお、授業、研究指導等は英語でも可能であるが、生活面では日本語が必要とされる場合も多いと考えられる。本学では留学生に対して日本語および日本文化の科目を提供する「日本語・日本文化教育センター(以下、日日センター)」を設置している。本学大学院を受験する受験生の中には、この日日センターの特別履修課程で日本語を学んでから入学する者がいるが、この課程を経ずに大学院に入学した場合でも、入学後に聴講生として日本語を学ぶことができる制度を整えている。

【博士前期課程】

試験種類		試験時期	試験方法	募集定員
学内選抜試験		5月中旬 ^{注1}	学部成績、面接試験	10名
特別選抜(学士・修士5年		5月中旬 ^{注2}	学部成績、面接試験	若干名
一貫教育プログラム)試験				
一般選抜試験	第Ⅰ期	9月上旬注1	筆記試験(英語、専門)、	5名
			口述試験	

	第Ⅱ期	2月中旬	筆記試験 (英語)、口述	若干名
			試験	
特別選抜(推薦)	第Ⅰ期	9月上旬注1	口述試験(英語、専門)	若干名
試験	第Ⅱ期	2月中旬	口述試験(英語、専門)	若干名
特別選抜(社会	第Ⅰ期	9月上旬注1	口述試験(英語、専門)	若干名
人)試験	第Ⅱ期	2月中旬	口述試験(英語、専門)	若干名
特別選抜(帰国学	第Ⅰ期	9月上旬注1	口述試験(英語、専門)	若干名
生)試験	第Ⅱ期	2月中旬	口述試験(英語、専門)	若干名
特別選抜(外国人))試験	10月~11月	書類審査	若干名
4月入学				
特別選抜(外国	第Ⅰ期	1月~2月	書類審査	若干名
人)試験	第Ⅱ期	3月~4月	書類審査	若干名
9月入学				

注1) 令和2年度に関しては設置認可後、9月中旬以降に実施

注2) 令和3年度から実施

【博士後期課程】

試験種類		試験時期	試験方法	募集定員
一般選抜試験		2月中旬	筆記試験 (英語)、口述	5名
			試験	
特別選抜(社会	第Ⅰ期	9月上旬注1	口述試験(英語、専門)	若干名
人)試験	第Ⅱ期	2月中旬	口述試験(英語、専門)	若干名
特別選抜(帰国学	第Ⅰ期	9月上旬注1	口述試験(英語、専門)	若干名
生) 試験	第Ⅱ期	2月中旬	口述試験(英語、専門)	若干名
特別選抜(外国人)試験		11月	書類審査、口述試験 ^{注2}	若干名
4月入学				
特別選抜(外国	第Ⅰ期	2月	書類審査、口述試験 ^{注2}	若干名
人)試験	第Ⅱ期	5月	書類審査、口述試験 ^{注2}	若干名
9月入学				

- 注1) 令和2年度に関しては設置認可後、9月中旬以降に実施
- 注2) 渡日前の場合は Skype 等による試験も可

10.管理運営

本学では、大学院に関する管理運営を適切に行うため、「創価大学大学院学則」 において、次の会議体の設置を定め、本学大学院博士課程、修士課程及び専門 職学位課程の運営に関する審議等を行っている。

1.大学院委員会(大学院学則第49条)

大学院委員会は、大学院全般にわたる教育及び研究に関する審議機関として、 学長が議長となり、以下の通り、各研究科構成員の一部をもって組織する委員 会として設けられている。

年2回を目安に大学院委員会を開催し、以下の博士課程、修士課程及び専門 職学位課程に係る審議事項を審議する。

<構成員>

大学院委員会は、学長、経済学研究科長、法学研究科長、文学研究科長、工学研究科長、国際平和学研究科長、法務研究科長、教職研究科長及び各研究科から選任される委員各2名

※なお、学長が必要と認めたときは、前項のほか、学長が指名する副学長、 副学長補を委員とすることができる。

<審議事項>

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項
- (6) 研究科又は専攻の設置及び廃止に関する事項
- (7) 学生の転学部、転学科、コース変更に関する事項
- (8) 学長の諮問事項
- (9) その他大学院の研究及び教育に関する事項

2.研究科委員会(大学院学則第50条)

月1回を目安に研究科委員会を開催し、以下の博士課程、修士課程及び専門 職学位課程に係る審議事項を審議する。

<構成員>

経済学研究科、法学研究科、文学研究科、工学研究科及び国際平和学研究科の研究科委員会は、研究科長及び当該研究科の授業を担当する教授及び准教授を持って構成し、必要と認めたときは講師を出席させることができる。

法務研究科及び教職研究科の研究科委員会は研究科長及び当該研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教を持って構成する。

<審議事項>

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

- (5) 自己点検・評価、その他研究科の評価に関する事項
- (6) FD (ファカルティ・ディベロップメント) に関する事項
- (7) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (8) 研究科の授業及び指導ならびに試験に関する事項
- (9) 研究科科目等履修生及び研究生に関する事項
- (10) 学生の厚生補導に関する事項
- (11) 学生の賞罰に関する事項
- (12) 学長の諮問事項
- (13) その他当該研究科に関する事項

以上のように、大学院学則に規定された会議体での審議結果の報告を受けた 学長が大学としての決定を行うことにより各研究科の独自性を担保しつつ、円 滑にまた適切に管理運営する体制を整備している。

また、本研究科の運営体制としては、理工学部事務室が担当し、研究科の運営、教員の教育・研究活動支援、所属大学院生の学習・生活面での支援・指導など、本研究科を円滑に運営する体制を整備している。

11.自己点検評価·認証評価

創価大学は、平成5年4月に制定した「創価大学自己点検・評価実施規程」(資料12)に基づき、学長を委員長とする「全学自己点検・評価委員会」を設置し、その下に教職員で構成する学部・研究科・管理運営・各部別に個々の委員会を置いて、定期的な自己点検・評価を実施している。その際、大学院としても委員会を設けて、自己点検・評価を実施している。

特に平成12年度に大学基準協会正会員となるための加盟判定審査を受けて以来、自己点検・評価に精力的に取り組み、16年度からはその結果をホームページ上に掲載し、20年度以降は毎年の自己点検・評価報告書を社会に公表している。

大学基準協会による認証評価は、平成20年度に適合しているとの認定を受けた。

適合期間満了に伴い、2度目の認証評価を受け、平成27年3月27日に本協会の大学基準に適合していると認定結果を受けた。

この認証評価を行うにあたり、内部質保証システムの確立に向けて、「創価大 学内部質保証ポリシー」(資料 13)を策定してその方針を明確化し、広報誌やホ ームページを通じて公表した。さらに、自己点検・評価活動の客観性、公平性 を高める目的で、「外部評価委員会」を設置し、高等教育に精通する学外者によ る評価を受けるシステムを導入した。

認証評価の結果では「教育内容・方法・成果」、「学生支援」及び「教育研究等環境」に関する取組について、「長所として特記すべき事項」として取り上げて頂いた。その中の学生支援においては「理事会、教職員、学生が大学の運営について協議する『全学協議会』を設置しており、全学及び学部ごとに定期的に開催し、学費改定案や学生生活に関わる事項等を議案として諮るなどを行っている」と、開学以来「学生のための大学」を理念に掲げる本学の取組が評価された。

一方、「努力課題」として挙げられた項目については、積極的に改善を進めて来ている。なお、改善を強く求める「勧告」はなかった。これらの認証評価の結果とともに、認証評価に際して提出した「自己点検・評価報告書」と「大学基礎データ」(いずれも平成25年度内容)もホームページ上で公表している。

創価大学としては前述の「創価大学内部質保証ポリシー」に基づき、「総合戦略会議」「全学自己点検・評価委員会」が有機的に連動しながら、質の保証に取

り組み、さらに強化してきている。教育・研究活動や管理運営、学生支援等に おいて、不断の改善改革を進め、情報発信を行いながら、本学の質の向上と社 会的責任を果たすことが、真の「自己点検・評価活動」であると位置づけ、取 り組んでいる。

12.情報の公開

本学では、「私立学校法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 42 号)」を受け、平成 17 年度より、自主的な取組として、ホームページ上で財務情報の公開を開始した。

その後、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」 (平成22年6月16日22文科高第236号)の中で、「大学等が公的な教育機関 として、社会に対する説明責任を果たす」との趣旨から情報の公表が義務化さ れた。

これを受けて本学では、平成 23 年 3 月、本学ホームページに、内外からアクセスできる「教育情報の公表」(https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/public/)ページを設け、積極的な情報の公表を行っている。また、インターネット上で

の情報公表とは別に、紙媒体で SOKA University News(通称 SUN)を年4回発行し、学生、保護者、卒業生、支援者、関連企業等の約6万名に送付し、本学の教育研究活動等の公表に努めている。

平成 25 年度には、本学の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究の質の向上に資することを目的として、「学校法人創価大学情報公開規程」(資料 14)を設けている。

また、ステークホルダーとのコミュニケーション活動の強化を目的に、外国 語サイトを含めた本学ホームページの全面リニューアルを平成29年9月に実施 し、更なる情報公開に取り組んでいる。

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

○建学の精神

https://www.soka.ac.jp/about/intro/spirit/

○ミッションステートメント

https://www.soka.ac.jp/about/intro/mission/

○創価大学グランドデザイン
https://www.soka.ac.jp/about/efforts/grand-des/
○創価大学教育ヴィジョン
https://www.soka.ac.jp/about/efforts/actionplan/
2) 教育研究上の基本組織に関すること
○教育研究上の基本組織
https://www.soka.ac.jp/about/intro/organigram/
3) 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位及び業績に関すること
○教員組織
https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/public/
○教員の業績
https://fpes.soka.ac.jp/

4) 入学受入方針
https://www.soka.ac.jp/department/policy/
5)入学者数、収容定員、在学生数、卒業生数
https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/public/
6) 授業科目、授業方法、内容、年間の授業計画
https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/public/
7) 学修成果に係る評価、卒業の基準
https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/public/
8) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
○キャンパスマップ
https://www.soka.ac.jp/about/campusmap/

○バリアフリーマップ

https://www.soka.ac.jp/files/ja/20170824_113747.pdf

○交通アクセス

https://www.soka.ac.jp/access/

9) 授業料、入学料、その他徴収費用

https://www.soka.ac.jp/campuslife/fees/

10) 学生の修学、進路選択、心身の健康等に係る支援

○キャンパス・ハラスメント防止

https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/provision/harassment/

○キャンパス全面禁煙化

https://www.soka.ac.jp/about/efforts/usr/smokeout/

11) その他

○自己点検・評価報告書

https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/ad/

○認証評価

https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/evaluation/

○ソーシャルメディアポリシー

https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/provision/sns-policy/

○個人情報保護に関する本学の取組みについて

https://www.soka.ac.jp/privacy/

○公的研究費の不正使用防止に関する取組みについて

https://www.soka.ac.jp/research/funding/expense/prevention/

13.教育内容等の改善のための組織的な研修等

1) 創価大学のファカルティ・ディベロップメント推進体制

創価大学は、平成12年に、「教育学習活動支援センター」(以下、「CETL」という。)を開設した。CETLの主な目的と活動は、「教員に対する授業改善の支援」と「学生に対する学習支援」である。このCETLの取り組みは、平成15年度の「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されている。

さらに、平成20年4月には、「創価大学ファカルティ・ディベロップメント

委員会」(以下「FD 委員会」という)が、教員の教育研究活動の向上を目的に設置された。50 周年を迎える令和2年を目指した「グランドデザイン」では、「『創造的人間』を育成する大学」ということを変わらぬミッションとして確認をし、そのために、一人一人の学生に確かな「知力」を身につけさせ、「人間力」を涵養することに努めることを定めた。提供する授業が、学生に「学問」と現実社会とのつながりを意識させ、学問を通じた自己の成長を促す契機となるよう、努めていくことが謳われている。こうした本学の教育理念・目標を達成するためには、教育・研究活動の一層の向上と充実を図る必要があり、教員一人一人の「教育力」「研究能力」を高めることが不可欠である。本学の教員がそれぞれのキャリアステージに見合った能力を発揮できるよう、教員間の協働の場を創出することが、「FD 委員会」の目的である。

2) FD 委員会の具体的活動

FD 委員会が取り組む事項は、以下の事項となっている。

- (1) 授業の内容及び改善の方策に関する事項
- (2) 研究会及び講習会の開催に関する事項

- (3) 学生による授業評価の実施、結果の分析及び利用に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

具体的な活動として、FD 委員会は、CETL 及び各学部教授会と連携し、年1回の「FD フォーラム」を開催することに加え、毎月のように開催される「FDセミナー」を実施している。各学部では、学外の FD 研修を含め、個々の教員がこうした FD 活動に年間3回以上参加することを呼びかけている。

FD 委員会では、設置と同時に、同委員会の独自のホームページを立ち上げ、 これらの活動状況等を広く発信している。 ※創価大学 FD 委員会 http://fd.soka.ac.jp/

資料 15: 創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

3) FD活動の目標

開設以来、FD 委員会が、目標として掲げ、推進してきたのは、「学生の授業外学習時間の増加」であった。教員相互間での工夫を共有しながら、授業アンケートによって、確認を重ねてきた。その結果としては、大幅な増加とは言い

難いが、着実に効果をあげてきている。

平成23年度よりは、「授業外学習時間」増加のために、目標設定をさらに具体化し、「シラバスの充実」を新たな目標として掲げ、取組を開始している。履修学生に対し、授業に臨むための予習に関して、より具体的な表記を工夫することを軸に、取り組み始めているところである。

- 4) 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修 等の取組について
 - (1)創価大学職員研修の経過と具体的な取組み

創価大学は、平成 18 年度にそれまで単発的に実施していた職員研修内容を全体的に見直し、平成 19 年度より、本学の事務職員として、教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を担い、大学職員として必要な知識やスキル等を習得することを目指し、「研修を通して目指すべき職員像」を策定した。あわせて、当時の大学運営を担う事務職員の部課長から「職員に求められる能力」等についてのアンケート調査を行い、「創価大学職員コンピテンシー」を定め、各階層別に

求められる能力を明示して、全専任職員を対象に各階層別職員研修を実施することにした。これにより、階層別研修の目的と位置づけが明確になった。この他、より向上心の高い職員に対しては、非階層別研修として、他大学での研修や学外研修機関への派遣も継続して実施している。

平成 24 年度には、本学の中長期計画として示された「創価大学グランドデザイン」達成に向けた職員の姿勢やアクションイメージについても明示し、職員研修を実施している。

これらの職員研修プログラムの検討、実施及び運営等については、人事部以外の所属部署の職員も含む「職員研修委員会」を月1回程度開催し、推進する体制となっている。職員研修委員会では、職員研修の年間計画及び各研修内容の検討、各研修の運営や実施後のアンケート調査、次年度研修への改善事項などを検討している。

(2)現在の取組みと職員業務評価制度との連動

平成 26 年度には SGU 事業の採択を受け、上記の職員研修に加え、業務を英語で遂行することが可能な職員(TOEIC730 点以上)を育成するため、職員英語研修も実施している。また、TOEIC730 点以上のスコアを有する職員を対象

に、海外 SD 研修として、①海外フィールドワーク研修(本学交流校等へ海外高等教育や関連業務の調査などを行なう)や、②学生の海外語学研修引率者として派遣を行っている。

そして、平成28年度には、職員業務評価制度を全学稼動させることができた。 職員業務評価制度では、職員研修プログラムに示された「求められる能力」を 踏まえた評価基準となっており、職員の「業務評価制度」と「研修制度」との 連動により、本学の教育研究・管理運営に対して全体の関心と学習意欲を持っ た職員への更なる成長の促進を図る体制を整えることができた。

今後は、職員の業務評価制度の運用と研修制度の着実な実施をとおして、本学の教育研究活動等の運営を担い、大学職員として必要な知識やスキル等を習得した職員への成長を促進するとともに、創価大学グランドデザイン達成へ向けて取り組んでいく。

資料 目次

資料1:創価大学大学院工学研究科の沿革

資料2:基礎となる学部との関係図

資料3:共生創造理工学科科目表

資料4:履修モデル(4月入学生用)※博士前期課程

資料 5: 履修モデル (9月入学生用)※博士前期課程

資料 6:履修モデル (4月入学生用)※博士後期課程

資料7:履修モデル(9月入学生用)※博士後期課程

資料 8:学校法人創価大学教育職員就業規則

資料9:博士前期課程修了までのスケジュール

資料10:論文作成ガイドライン

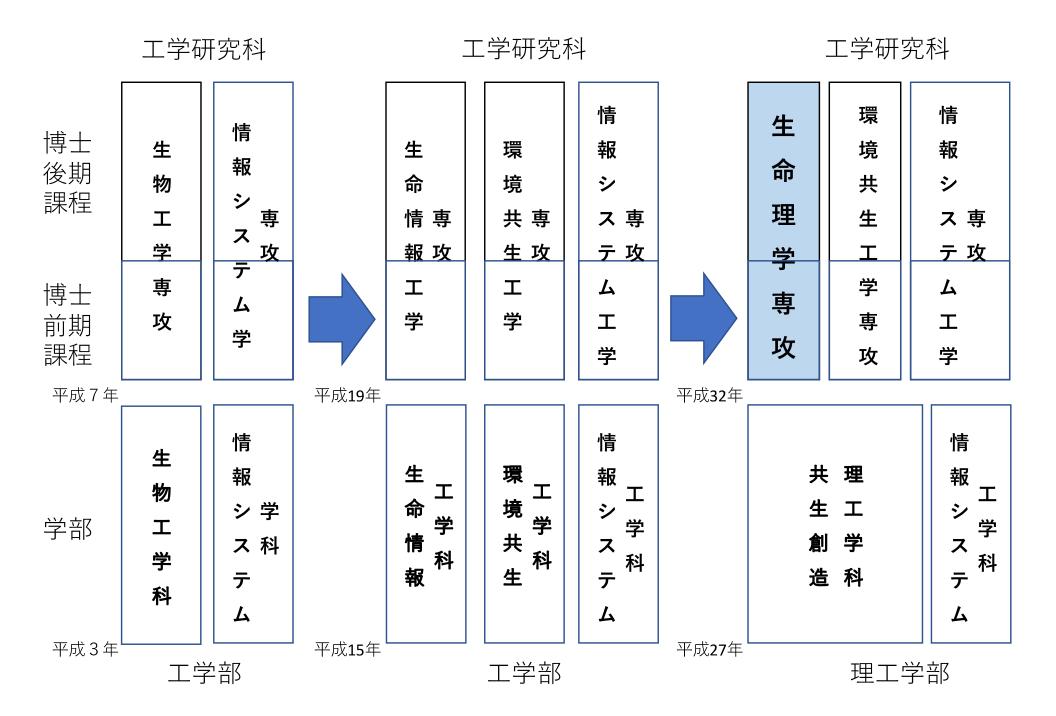
資料 11:博士後期課程修了までのスケジュール

資料 12: 創価大学自己点検・評価実施規定

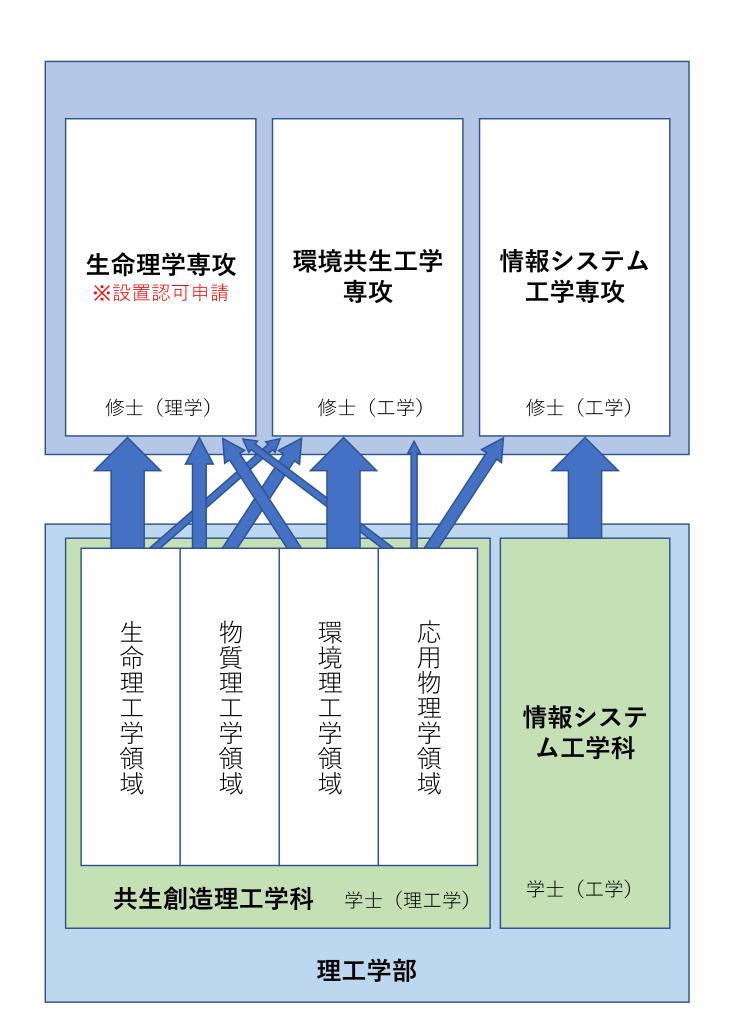
資料 13: 創価大学内部質保証ポリシー

資料 14:学校法人創価大学情報公開規程

資料 15: 創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程



資料1. 創価大学大学院工学研究科の沿革



資料2:基礎となる学部との関係図

資料 3

■理工学部 共生創造理工学科 専門科目表(2019年度入学生用)

	了的 八工街是工工 了村 专门					領域				
科目ナンバリング	科 目 名	授業時間	単位	履修年次	応物	物質	生命	環境	他学科履修	備考
専門導入	科目 (◎必修科目 6単位)									
SESI102	プロジェクト・スタディーズ	30	2	1	0	0	0	0	*	
SESI201	理工学総論	30	2	2	0	0	0	0	×	
SESI301	先端理工学トピックス	30	2	3	0	0	0	0		
専門基礎和	科目 (◎必修科目 20単位 △選択必修科	目 4章	单位以.	L)						
必修科目	(20単位)									
SESI103	基礎科学実験	60	2	1	0	0	0	0	×	
SESI111	初等微積分学	30	2	1	0	0	0	0		
SESI113	線型数理	30	2	1	0	0	0	0		
SCEN121	物理学A(基礎力学)	30	2	1	0	0	0	0		
SCEN122	物理学B(基礎電磁気学)	30	2	1	0	0	0	0		
SESI141	化学A	30	2	1	0	0	0	0		
SESI142	化学B	30	2	1	0	0	0	0		
SESI161	生物学A	30	2	1	0	0	0	0		
SESI162	生物学B	30	2	1	0	0	0	0		
SESI212	コンピュータ演習	30	2	2	0	0	0	0	*	
選択必修	科目 (4単位以上)									
SESI143	化学実験	60	2	1	Δ	Δ	Δ	Δ		
SESI123	物理学実験	60	2	2	Δ	Δ	Δ	Δ		
SESI163	生物学実験	60	2	2	Δ	Δ	Δ	Δ		
その他の耳	専門基礎科目 ※自由選択の単位として算入	されます	-							
SESI110	基礎数学	30	2	1					×	
SESI120	基礎物理学	30	2	1					×	
SESI140	基礎化学	30	2	1					×	
SESI160	基礎生物学	30	2	1					×	
専門演習	科目 (◎必修科目 8単位)									
必修科目	8単位									
SESI302	ケーススタディ I	30	2	3	0	0	0	0	*	
SESI303	ケーススタディⅡ	30	2	3	0	0	0	0	*	
SESI401	演習I	30	2	4	0	0	0	0	*	
SESI402	演習Ⅱ	30	2	4	0	0	0	0	*	
その他の耳	専門演習科目 ※自由選択の単位として算入	されます		1				1		
SESI403	卒業研究 I	-	5	4					*	
SESI404	卒業研究Ⅱ	-	5	4					*	
専門応用	科目 (選択科目 38単位以上) ※選択した	領域の領	領域必	修科目	(▲印)	を10単	i位含t	かこと。		
理学系										
SESI211	統計学	30	2	2						
SESI104	自然科学史	30	2	2						
SESI213	アドバンストプログラミング演習	30	2	2					*	

SESI221	光学	30	2	2	A					
SESI222	解析力学	30	2	2						
SESI321	統計熱力学	30	2	3						
SESI322	基礎光物性	30	2	3						
SESI323	量子力学	30	2	3						
SESI324	微分方程式	30	2	3						
SESI325	連続体物理学	30	2	2	A					
SESI326	非線型物理学	30	2	3	A					
SESI421	現代物理概論	30	2	3						
SESI422	電磁力学	30	2	3						
SESI241	有機化学 I	30	2	2						
SESI242	有機化学Ⅱ	30	2	2		•				
SESI243	分析化学	30	2	2		•				
SESI244	物理化学A	30	2	2		•				
SESI245	物理化学B	30	2	3						
SESI246	物理化学実験	60	2	2		•			×	
SESI341	無機化学	30	2	3		•				
SESI342	量子化学	30	2	3						
SESI343	電気化学	30	2	3						
SESI261	微生物学	30	2	2			•	•		
SESI262	微生物学実験	60	2	2					×	
SESI263	分子生物学	30	2	2			•			
SESI363	分子生物学実験	60	2	3			A		×	
SESI264	生化学	30	2	2			•			
SESI364	生化学実験	60	2	3			A		×	
SESI265	生態学	30	2	2				•		
SESI266	多様性生物学	30	2	3						

◎必修科目 △選択必修科目 ▲領域選択必修科目 (無印)選択科目·自由選択科目

◆他学科履修の欄の×印は他学部生履修不可、※印は他学科生履修不可を表す。

						領	域			
科目ナンバリング	科目名	授業時間	単位	履修年次	応物	物質	生命	環境	他学科履修	備考
専門応用	科目 (選択科目 38単位以上) (つづき)	※選択	した領	域の領	域必修	科目(▲印):	を10単	位含むこと	0
理学系(つ	りづき)									
SESI267	植物生理生態学	30	2	2						
SESI268	細胞生物学	30	2	2			A			
SESI361	発生生物学	30	2	3						
SESI362	構造生物学	30	2	3						
SESI365	分子細胞生物学 I	30	2	3						
SESI366	分子細胞生物学Ⅱ	30	2	3						
SESI461	代謝生化学	30	2	3						
SESI463	酵素化学	30	2	3						
SESI464	免疫科学	30	2	3						
SESI281	地球科学概論	30	2	2				A		
SESI282	気候学	30	2	2						

CEC1201	地球化学	30	2	3				A		
	世球儿子 土壌植物肥料学			_						
		30	2	3						
	地球科学実験	60	2	3					×	F#485 613
	海洋学実習	60	2	3					×	[制限外]
理工学系										
	レーザ科学入門	30	2	2						
	物性物理概論	30	2	3	A				*	
	情報工学実験	60	2	3					*	
SESI312	情報センシング	30	2	3						
SESI411	信号理論	30	2	3						
SESI351	マテリアルサイエンス	30	2	3						
SESI352	マテリアルサイエンス実験	60	2	3		A			×	
SESI353	機器分析学	30	2	3						
SESI371	ニューロサイエンス	30	2	3						
SESI372	神経生物学	30	2	3						
SESI373	バイオインフォマティクス演習	30	2	3			A			
SESI374	バイオプログラミング	30	2	3						
SESI376	生物機器分析学	30	2	3						
SESI471	ゲノム情報科学	30	2	3						
SESI472	ナノサイエンス	30	2	3						
SESI391	エネルギー資源学	30	2	3						
SESI392	環境科学	30	2	3				A		
SESI394	環境分析化学実験	60	2	3				A	×	
SESI395	生態環境工学	30	2	3						
SESI491	環境計量学	30	2	3						
SESI318	特別講義 I	15	1	3						[制限外]
	特別講義Ⅱ	15	1	3						[制限外]
工学系							II.			
SESI214	ディジタル回路基礎論	30	2	2						
SESI232	電子工学実験	60	2	2	A				*	
	科学技術論	30	2	2						
	計算機アーキテクチャ	30	2	3						
	制御工学	30	2	3						
	食品工学	30	2	3						
	バイオテクノロジー	30	2	3						
	反応工学	30	2	3						
	化学工学 I	30	2	2						
	化学工学Ⅱ	30	2	3						
	化学工学実験	60	2	3					×	
	廃棄物処理工学	30	2	3					• •	
	科目 ※自由選択の単位として算入されます	00		J						
	Japan Studies Program Engineering and Natural Sciences	30	2	1						
	国際技術協力論	30	2	2						[制限外]
	国際交流論	30	2	1						[LIVXVI LII
	環境教育論	30	2	2						
SESI2U/	垛 况 羽 月跚	30								

SESI307	環境経済学	60	4	3				
SESI305	Academic English for Science I	30	2	3			*	
SESI306	Academic English for Science II	30	2	3			*	

- ◎必修科目 △選択必修科目 ▲領域選択必修科目 (無印)選択科目·自由選択科目
- ※備考の[制限外] 履修制限単位数には含まれない科目であることを表す。
- ◆他学科履修の欄の×印は他学部生履修不可、※印は他学科生履修不可を表す。

						領	域				
科目ナンバリング	科 目 名	授業時間	単位	履修年次	応物	物質	生命	環境	他学科履修	備考	
専門学外	厚門学外学修科目 ※自由選択の単位として算入されます										
SESI106	理工学特別演習 I A	15	1	1					*	[認定用]	
SESI107	理工学特別演習 I B	15	1	1					*	[認定用]	
SESI108	理工学特別演習 Ⅱ A	30	2	1					*	[認定用]	
SESI109	理工学特別演習 II B	30	2	1					*	[認定用]	
SCEN203	インターンシップ	60	2	2					*	[認定用]	
SCEN204	特別実習	60	2	2					*	[認定用]	
SCEN206	資格認定 I	_	1	1					*	[認定用]	
SCEN207	資格認定Ⅱ	_	1	1					*	[認定用]	
SCEN208	資格認定Ⅲ	_	2	1					*	[認定用]	
SCEN209	資格認定Ⅳ	_	2	1					*	[認定用]	
教職に関す	する科目 ※この科目は自由選択の単位として	て算入さ	れます	。 ※教	敗職課	呈登録	者の∂	水履修	可		
SESI208	理科教育法 I	30	2	2					*		
SESI209	理科教育法Ⅱ	30	2	2					*		
SESI308	理科教育法Ⅲ	30	2	3					*		
SESI309	理科教育法Ⅳ	30	2	3					*		
学部学科	英語科目 ※この科目は言語科目(英語)の	単位とし	て算 <i>】</i>	しされま	す						
SCEN101	English Communication for Science I	60	2	1					*		
SCEN102	English Communication for Science II	60	2	1					*		
SESI202	English for Science and Engineering I	30	1	2					*		
SESI203	English for Science and Engineering II	30	1	2					*		
SCEN201	English for International Technical Cooperation I	60	2	2					*		
SCEN202	English for International Technical Cooperation II	60	2	2					*		

◎必修科目 △選択必修科目 ▲領域選択必修科目 (無印)選択科目·自由選択

- ※備考の[認定用] 資格試験、海外研修等での単位認定用科目(条件があります)であることを表す。
- ◆他学科履修の欄の×印は他学部生履修不可、※印は他学科生履修不可を表す。

資料4:博士前期課程履修モデル(4月入学者用)

生命分子科学分野

生師欠	7十科字2	万野			
		必修	:A E	選択	科目
		必修	7十日	分野内	分野外•共通
2年	後期	生命理学特別演習 IV	生命理学特別研究 IV		
2-	前期	生命理学特別演習 Ⅲ	生命理学特別研究 Ⅲ	酵素科学特論	
1年	後期	生命理学特別演習 Ⅱ	生命理学特別研究 Ⅱ	バイオナノテクノロジー 蛋白質計算科学 蛋白質機能科学	
1+	前期	生命理学特別演習 I	生命理学特別研究 I	生命分子科学総論 動的構造生物学	機器分析特論 I

細胞生命科学分野

<u> </u>	: 印科子	刀判			
		必修	:利.目	選択	科目
		北區	17 H	分野内	分野外•共通
2年	後期	生命理学特別演習 IV	生命理学特別研究 IV		
2-	前期	生命理学特別演習 Ⅲ	生命理学特別研究 Ⅲ	微生物生態学 ウイルス学 細胞生物学特論	
1年	後期	生命理学特別演習 Ⅱ	生命理学特別研究 Ⅱ		免疫学特論
1年	前期	生命理学特別演習 I	生命理学特別研究 I	細胞生命科学総論 糖鎖生物学特論 分子生物学特論	

生命情報科学分野

土叩⊩	育報科子?	刀 到		399.164	AT
		必修	:£\. ∃	選択	科目
		2116	17 F	分野内	分野外•共通
2年	後期	生命理学特別演習 IV	生命理学特別研究 IV		
	前期	生命理学特別演習 Ⅲ	生命理学特別研究 Ⅲ	バイオミメティクス 構造プロテオミクス	
1年	後期	生命理学特別演習 Ⅱ	生命理学特別研究 Ⅱ	生物情報計測学 バイオアナリシス	
1年	前期	生命理学特別演習 I	生命理学特別研究 I	生命情報科学総論 バイオインフォマティクス特論	機器分析特論 I

生命機能科学分野

	战化(十一)	<u>// 2)</u>			
		必修	: お . 日	選択	科目
		纪修	17 [分野内	分野外•共通
2年	後期	生命理学特別演習 IV	生命理学特別研究 IV		
2	前期	生命理学特別演習 Ⅲ	生命理学特別研究 Ⅲ	神経生理学	
1年	後期	生命理学特別演習 II	生命理学特別研究 II	免疫学特論 発達と学習の神経生物学	生物情報計測学
1年	前期	生命理学特別演習 I	生命理学特別研究 I	生命機能科学総論 神経疾患の科学 ニューログリア概説	

資料5:博士前期課程履修モデル(9月入学者用)

生命分子科学分野

エリス	了一件子	刀利			
		必修	: お . 日	選択	科目
		北修	17 F	分野内	分野外•共通
2年	前期	生命理学特別演習 IV	生命理学特別研究 IV		
	後期	生命理学特別演習 Ⅲ	生命理学特別研究 Ⅲ		
1年	前期	生命理学特別演習 Ⅱ	生命理学特別研究 Ⅱ	酵素科学特論 動的構造生物学 生命分子科学総論	機器分析特論 I
1+	後期	生命理学特別演習 I	生命理学特別研究 I	バイオナノテクノロジー 蛋白質計算科学 蛋白質機能科学	

細胞生命科学分野

		必修	利 .日	選択	科目
		北修	17 17 1	分野内	分野外·共通
2年	前期	生命理学特別演習 IV	生命理学特別研究 IV	細胞生物学特論	
2	後期	生命理学特別演習 Ⅲ	生命理学特別研究 Ⅲ		
1年	前期	生命理学特別演習 Ⅱ	生命理学特別研究 II	細胞生命科学総論 糖鎖生物学特論 分子生物学特論	生命機能科学総論 生命分子科学総論
1+	後期	生命理学特別演習 I	生命理学特別研究 I		免疫学特論

生命情報科学分野

生叩旧	生命情報科字分野						
		以 <i>松</i> 利 目		選択科目			
		必修科目		分野内	分野外•共通		
2年	前期	生命理学特別演習 IV	生命理学特別研究 IV				
	後期	生命理学特別演習 Ⅲ	生命理学特別研究 Ⅲ	バイオアナリシス			
1年	前期	生命理学特別演習 Ⅱ	生命理学特別研究 II	生命情報科学総論 バイオインフォマティクス特論	機器分析特論 I 生命分子科学総論		
1年	後期	生命理学特別演習 I	生命理学特別研究 I	生物情報計測学	蛋白質計算科学		

生命機能科学分野

生叩險肥件于刀對						
		必修科目		選択科目		
				分野内	分野外•共通	
2年	前期	生命理学特別演習 IV	生命理学特別研究 IV			
2	後期	生命理学特別演習 Ⅲ	生命理学特別研究 Ⅲ		生物情報計測学	
1年	前期	生命理学特別演習 Ⅱ	生命理学特別研究 II	生命機能科学総論 神経生理学 ニューログリア概説	細胞生命科学総論	
1年	後期	生命理学特別演習 I	生命理学特別研究 I	発達と学習の神経生物学 免疫学特論		

資料6:博士後期課程履修モデル(4月入学者用)

		研究指導科目		能力養成科目
3年	後期	生命理学特別演習X	生命理学特別研究X	
04	前期	生命理学特別演習IX	生命理学特別研究IX	
2年	後期	生命理学特別演習Ⅷ	生命理学特別研究Ⅷ	先端研究Ⅱ
2	前期	生命理学特別演習Ⅶ	生命理学特別研究Ⅶ	先端研究 I
1年	後期	生命理学特別演習VI	生命理学特別研究VI	英語論文作成演習
1+	前期	生命理学特別演習V	生命理学特別研究V	データ解析演習

資料7:博士後期課程履修モデル(9月入学者用)

		研究指導科目		能力養成科目
3年	前期	生命理学特別演習X	生命理学特別研究X	
04	後期	生命理学特別演習IX	生命理学特別研究IX	
2年	前期	生命理学特別演習Ⅷ	生命理学特別研究Ⅷ	先端研究 I
2	後期	生命理学特別演習Ⅶ	生命理学特別研究Ⅶ	先端研究Ⅱ
1年	前期	生命理学特別演習VI	生命理学特別研究VI	データ解析演習
1+	後期	生命理学特別演習V	生命理学特別研究V	英語論文作成演習

昭和56年4月1日規則第8号

学校法人創価大学教育職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人創価大学(以下「本学」という。)教育職員の就業に関する事項を 定める。

(教育職員の定義)

- 第2条 この規則において教育職員(以下「教員」という。)とは、専任の教授、准教授、講師及 び助教をいう。
- 2 非常勤講師、客員教員などについては、別に定める。

第2章 人事

(人事手続及び任免)

第3条 教員の人事手続及び任免に関しては、学校法人創価大学人事手続規則による。

(服務の遵守)

- 第4条 教員は、本学の建学の精神及び教育方針を遵守し、創価大学教員倫理綱領及び創価女子短期大学教員倫理綱領に則り、本学の教育研究事業の使命を達成するために、その職務に専念しなければならない。
- 2 教員は、職場の秩序を保持し、業務の正常な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を守らな ければならない。
 - (1) 職場の規律及び風紀を乱さないこと。
 - (2) この規則及び本学の諸規定を遵守すること。
 - (3) 所属長の職務上の指示命令に従うこと。
 - (4) 正当な理由無く休講したり、無断で欠勤、遅刻、早退又は職場離脱をしないこと。
 - (5) 本学の信用を傷つけ又は損害を与える行為をしないこと。
 - (6) 業務上の機密事項や重要な情報を他に漏らしたり、改ざんするなどしないこと。
 - (7) 職務上の地位を利用して、自己のために金銭、物品等の利益の融通し又は贈与を受けないこと。
 - (8) キャンパス・ハラスメントに該当する行為により、他人を傷つけ、又は職場の環境を乱さないこと。

- (9) 公的研究費、各種補助金及び本学の研究費の使用については、法令及び当該研究費の使用 規程等を遵守すること。
- (10) 在籍のまま、許可なく他に雇用され又は他に事業を営まないこと。
- (11) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法という。」に基づき、本学からの個人番号の提供の求め及び本人確認に協力すること。
- (12) 個人情報保護及び番号法上の特定個人情報保護に関する本学の諸規定を遵守すること。 (任用者の提出書類)
- 第5条 教員に任用された者は、次の書類を人事部に提出しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) 教員名簿
 - (3) 住民票記載事項証明書 外国籍の場合は、登録原票記載事項証明書もしくは外国人登録証明書の写し又はパスポートの写し
 - (4) 源泉徴収票(前職者のみ)
 - (5) 番号法に定める個人番号カード、通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書
 - (6) 前号の通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書に記載された事項が、その者に係るものであることを証するものとして番号法に定める書類
 - (7) その他本学が必要とする書類

(昇任)

第6条 教員の昇任等に関する事項は、本学教員昇任手続に関する規程及び本学教員昇任基準による。ただし、通信教育部教員については別に定める。

第3章 勤務

(勤務時間及び休憩時間)

- 第7条 教員の勤務時間は、学校法人創価大学教員授業担当規程(以下「授業規程」という。)により、労働基準法所定の範囲内で、始業及び終業時間を教員ごとに割りふる。
- 2 前項の勤務時間が、一日8時間を超えるとき、又は授業が午前と午後にまたがるときは、1時間の休憩時間を与える。
- 3 任期のある助教、通信教育部及び研究所の教員に関する勤務については別に定める。 (超過時間担当)
- 第8条 授業運営の都合により、授業規程に定める責任時間を超えて授業を担当させることができ

る。ただし、一日10時間を限度とする。

(職務)

- 第9条 教員は、授業規程に定める授業を担当するほか、教育研究に必要な職務を担当する。
- 2 任期のある助教、通信教育部及び研究所教員の職務は、別に定める。

(出勤及び退出)

- 第10条 教員は、出勤及び退出のときは次の事項を守らなければならない。
 - (1) 授業を担当する教員は授業の時刻までに、研究所教員(所員)にあっては所定の出勤時刻までに出勤すること。
 - (2) 退出のときは、自己の保管する物品を整理収納すること。

(外出及び出張)

- 第11条 教育研究及び業務上必要あるときは、教員に対して出張及び外出を命ずることができる。 (欠勤の手続)
- 第12条 傷病その他やむを得ない事由で欠勤するときには、あらかじめ、その事由と、予定日数を 届出なければならない。ただし、事前に届出る余裕のないときは、始業時刻前に電話等により連 絡するように努め、事後速やかに届出なければならない。
- 2 傷病欠勤が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添付して届出なければならない。 (出勤の取扱い)
- 第13条 教員が次の各号に該当するときは、所属長の承認により、これを出勤したものとみなす。
 - (1) 業務上の傷病により療養を要するとき。
 - (2) 選挙権その他公民としての権利を行使し、又は所属長の承認により、公の職務を執行するとき。
 - (3) 天災その他災害等により、やむを得ず出勤できないとき。
 - (4) その他前各号に準じて、やむを得ない事由があると認められるとき。

第4章 休日及び休暇

(休日)

- 第14条 休日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ただし、第7条第1項 の規定により教員ごとに授業担当時間を割りふられた場合は、この限りではない。
 - (3) その他本学の定めた休日

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、労働基準法の定めるところによる。

(産前産後の有給休暇)

- 第16条 女性教員が出産に際し、本人からの申し出があった場合は、産前6週間(多胎妊娠の場合は、産前14週間)の産前有給休暇を付与する。
- 2 女性教員の産後8週間は産後有給休暇とし、就業を禁止する。ただし、産後6週間を経過した 後、本人から就業の申し出があった場合は、医師が認めた場合に限り就業を認める。

(育児休業及び介護休業)

第17条 教員の育児休業及び介護休業については、学校法人創価大学育児休業等に関する規程及び 学校法人創価大学介護休業等に関する規程による。

第5章 教員の義務

(義務)

第18条 教員は、本学の諸規程及び所属長の指示に従い、互いに協調し、誠実にその職務を遂行し、 本学の発展に努めなければならない。

(機密保持)

第19条 教員は、職務上知ることのできた機密事項を漏らしてはならない。

(届出)

- **第20条** 教員は、次に掲げる事項について変更又は異動があるときは、速やかに届出なければならない。
 - (1) 住所
 - (2) 姓名
 - (3) 扶養家族
 - (4) その他人事処理に必要な事項

(私用禁止)

第21条 教員は、本学の物品を私用に供し、あるいは許可なくして外部に持ち出してはならない。

第6章 休職、復職、退職及び解職

(休職)

- 第22条 教員が、次の各号の一に該当するときは、休職を命ずる。
 - (1) 業務外の事由による同一または類似傷病により欠勤開始日より1年以内に欠勤が180日を超えたとき。ただし、勤続1年未満の教員は欠勤開始日より1年以内に欠勤が90日を超えたと

き。

- (2) その他業務に著しく支障をきたし、理事会が休職の必要があると認めたとき。
- 2 前項第1号により休職となった教員が復職した後、1年以内に同一又は類似傷病を理由として 欠勤したときは、理事会の判断により、再休職を命ずることがある。
- 3 第1項において、欠勤が土日及び祝日の休日をはさんで連続する場合は、その休日も欠勤日数 に計算する。

(休職期間)

第23条 前条の規定による休職期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号による休職期間

勤続1年未満 6か月

勤続5年未満 1年

勤続10年未満 1年6カ月

勤続10年以上 2年

(2) 前条第1項第2号による休職期間

理事会が必要と認めた期間

2 前条第2項により再休職となった場合、復職日から再休職発令日までの同一又は類似傷病を理由とする欠勤日数並びに再休職期間は前の休職期間に通算する。

第24条 休職期間中の在職期間は、次により計算する。

- (1) 第22条第1号に該当して休職したときは、休職期間の100分の50を在職期間に算入する。
- (2) 同条第2号及び第3号に該当して休職した場合には、そのつど決定する。

(復職)

第25条 第22条により休職した者の復職の可否は、本人からの申し出により、理事会が判断する。

2 同条第1項第1号及び第2号により休職した者が復職しようとするときは、本学産業医が指定 する医師の診断書並びに本学が指示する書類を提出しなければならない。

(退職)

第26条 教員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職を願出て承認されたとき。
- (3) 休職期間が満了したとき。

(退職願)

第27条 教員が退職しようとする場合は、少なくとも30日前までに、退職願を所属長を経て、理事 長に提出しなければならない。

(解職)

- 第28条 教員が、次の各号の一に該当する場合には、解職することができる。
 - (1) 就業実績が著しく不良で、改善の見込みがないとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (4) 前各号に準ずる事情により、その職に必要な適格性を欠くとき。
 - (5) 組織の統廃合、予算額の減少で業務の縮小が避けられないなど、本学のやむを得ない業務 上の都合があるとき。
- 第29条 前条の規定にかかわらず、傷病のため休業する期間、及びその後30日間は解職しない。

第7章 定年

(定年)

- 第30条 教員の定年は満65歳とし、定年に達した者は、その学年度の末日を退職日とする。
- 2 ただし、前項にかかわらず、平成14年3月末日以前に就任した教員(インストラクターを除く) の定年は70歳、昭和56年3月末日以前に就任した教員(インストラクターを除く)の定年は73歳 とする。
- 3 専任教員の選択定年制に関しては、学校法人創価大学教育職員の選択定年制に関する規程による。
 - 第8章 給与及び退職金
- 第31条 教員の給与及び退職金に関する事項は、別に定める。

第9章 安全及び衛生

(予防)

第32条 教員は、職場の整理整頓に努め、火災、盗難等の予防に留意しなければならない。

(災害時の処置)

第33条 教員は、非常災害が発生したときは、互いに協力して、被害を最少限に止めるよう努力しなければならない。

(健康診断)

- 第34条 本学は教員に対し、毎年1回健康診断を行う。教員は健康診断を必ず受診することとする。
- 2 健康診断の結果、特に必要がある場合には就業の制限、業務の転換、その他健康保持に必要な

処置を講ずる。

3 本人の健康または業務に支障が生じる恐れがある場合には、産業医の指示に基づき、健康診断 の受診を命じることができる。

(就業禁止)

- 第35条 教員が産業医又はその他専門医の診断により、次の各号の一に該当すると判断された場合 は、就業を禁止する。
 - (1) 病毒伝播の恐れのある伝染性の疾病にかかった者
 - (2) 精神疾患のために自身又は他人に害を及ぼす恐れのある者
 - (3) 心臓・腎臓・肺等の疾病で就業により病勢が著しく悪化するおそれのある者
 - (4) その他傷病等により医師が就業不適当と認めた場合、及び本学が安全配慮義務上、必要があると認めた場合
- 2 就業禁止日は欠勤として取り扱う。

(母性保護)

第36条 本学は、女性教員が妊娠中及び出産後の健康管理のため、母子保健法の規定又は健康審査 に基づく指導事項を守ることができるよう、就業に関して必要な措置を講ずる。

第10章 災害補償

(災害補償)

第37条 教員が業務上、傷病又は死亡したときは、法令に定めるところにより補償する。

第11章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第38条 表彰及び懲戒は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

(表彰)

- 第39条 教員が、次の各号の一に該当するときは表彰する。
 - (1) 永年勤続して功労があったとき。
 - (2) 表彰に価する行為のあったとき。

(表彰の方法)

- 第40条 表彰は、次の各号の一又は二以上をあわせて行う。
 - (1) 表彰状の授与
 - (2) 賞品の授与
 - (3) 賞金の授与

(懲戒の事由)

第41条 教員が、次の各号の一に該当するときは、懲戒する。

- (1) 本学の建学の精神及び教育方針に著しく反する言動のあったとき。
- (2) 正当な理由なく、この規則又は本学の諸規定に違反したとき。
- (3) 所属長からの職務上の指示命令に従わず、職場の秩序を乱したとき。
- (4) 無断で欠勤、遅刻、早退又は職場離脱をしたとき。
- (5) 本学の信用を傷つけ又は損害を与えたとき。
- (6) 業務上の機密事項や重要な情報を他に漏らしたり、改ざんするなどしたとき。
- (7) 採用時の書類に、経歴を偽るなど虚偽の記載があったとき。
- (8) キャンパス・ハラスメントに該当する行為により、他人を傷つけ、又は職場の環境を乱したとき。
- (9) 他人に対し、暴行・脅迫を加え業務の遂行を妨げたとき、又は刑法その他の法律に触れ、 反社会的行為を行ったとき。
- (10) 公的研究費、各種補助金及び本学の研究費の使用について、法令及び当該研究費の使用規 程等に違反したとき。
- (11) 在籍のまま、許可なく他に雇用され又は他に営業をなしたとき。
- (12) 個人情報保護及び番号法上の特定個人情報保護に関する本学の諸規定に違反したとき。
- (13) その他、前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(懲戒の種類)

第42条 懲戒は、次の区分により行う。

- (1) 譴責 譴責のうえ、将来を戒める。
- (2) 減給 譴責のうえ、労働基準法に定める範囲内において減給する。
- (3) 停職 3ヵ月を限度として職務及び職場への立ち入りを停止する。この間の給与は支給しない。
- (4) 降職 譴責のうえ、役職を降任あるいは解任し、または資格を降格する。
- (5) 諭旨免職 退職願の提出を勧告し退職とする。これに応じない場合は懲戒免職とする。なお、退職金を減額することができる。
- (6) 懲戒免職 即時解雇し、退職金の全部を支給しない。この場合、労働基準監督署の認定を 受けたときは、予告手当(平均賃金の30日分)も支給しない。
- 2 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、学校法人創価大学懲戒手続規程の定めるところよ

る。

(賠償責任)

第43条 前条による懲戒処分のほか、本学が受けた損害の全部、又は一部を賠償させることができる。

(審査委員会)

第44条 第42条に定める懲戒は、別に定める審査委員会で審査し、理事会の議を経て決定する。 (管理監督者の責任)

第45条 教員が懲戒処分を受けたときは、事情により、管理監督者についても懲戒することがある。 ただし、管理監督者が当該教員に注意を与えるなど、防止に必要な措置を講じた場合はこの限りでない。

(懲戒決定前の取扱い)

第46条 大学は、懲戒事項に該当する行為があった教員に対し、懲戒処分決定まで就業を禁止する ことがある。

第12章 福利及び厚生

(福利厚生)

第47条 教員は、本学の福利厚生施設を利用することができる。

第13章 補則

第48条 この規則に定めない事項で、労働基準法、その他の法令に定めのある事項は、それらの法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 学校法人創価大学就業規則(昭和46年規則第1号)は、廃止する。
- 3 昭和56年3月末日以前に就任した教員についての、定年及び退職金の支給については、この規 則第27条(定年)にかかわらず、経過措置として別に定める。

附 則 (昭和58年4月1日)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月5日)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月26日)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第27条1項にかかわらず、平成14年3月末日以前に就任した教員(特任教員及びインストラクターを除く)の定年は70歳、昭和56年3月末日以前に就任した教員(特任教員及びインストラクターを除く)の定年は73歳とする。
- 3 定年に関する経過措置規程(昭和56年4月1日施行規程第81号)は廃止する。

附 則 (平成15年3月27日)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月28日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月27日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月22日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料8-2 学校法人創価大学教育職員の選択定年制に関する規程

平成11年4月1日規程第216号

改正 平成17年4月1日

学校法人創価大学教育職員の選択定年制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人創価大学専任教員(以下「専任教員」という。)の退職後の人生設計に資することを目的とする選択定年に関する事項を定める。

(定年年齢の選択)

- 第2条 満70歳を定年年齢とする専任教員は、65歳から69歳までのいずれかの年齢を定年年齢として、自ら選択し退職することができる。
- 2 満73歳を定年年齢とする専任教員は、65歳から72歳までのいずれかの年齢を定年年齢として、 自ら選択し退職することができる。

(対象者)

第3条 前条により定年を選択できる者は、本学に任用(採用)されてから満10年以上勤務した専 任教員とする。

(申請手続)

第4条 前2条の規定により退職しようとする者(以下「選択定年選択者」という。)は、退職日の6ヶ月前までに所定の手続きを行わなければならない。

(退職日)

第5条 選択定年選択者の退職日は、同退職者本人が選択した定年年齢に達する日の属する年度の 3月31日とする。

(一時金の加給)

- 第6条 選択定年選択者に対して、学校法人創価大学教育職員給与規程第37条による退職金(以下 「退職金」という。)のほか、選択した定年年齢に応じて、一時金を加給する。
- 2 退職金に加給する一時金の額は、退職金の額に次の表に規定する加給率を乗じて得た額とする。

定年年齢	65	66	67	68	69~72
加給率(%)	50	40	30	20	10

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

資料9:修了までのスケジュール(修士課程)

4月入学者用

年次 月 教員・職員の活動 学生の活動 4 履修ガイダンス 履修登録 研究倫理ガイダンス 安全教育ガイダンス 研究指導計画書提示 研究計画書提出 M1 5 副査の決定 履修登録 4 研究指導計画書提示 履修登録 中間発表会 履修登録 M2 11 修士論文ガイダンス 修士論文、修士論文要旨、研究活動一覧の提出 1 修士論文発表会 2 修了判定

9月入学者用

		T	
年次	月	教員・職員の活動	学生の活動
	9	履修ガイダンス	履修登録
		研究倫理ガイダンス	
		安全教育ガイダンス	
M1		研究指導計画書提示	研究計画書提出
IVII	10	副査の決定	
	4		履修登録
	9	研究指導計画書提示	履修登録
	1		中間発表会
	4		履修登録
M2			
	5	修士論文ガイダンス	
	7		 修士論文、修士論文要旨、研究活動一覧の提出
			修士論文発表会
	9	修了判定	

資料10 論文作成ガイドライン(工学研究科)

工学研究科に在籍するすべての学生が、研究を始める前、入学(転入)時に読み理解すべきものです。本研究科における研究は、このガイドラインに沿って行われなければなりません。特に、学位論文の作成はこのガイドラインに従わなければなりません。

科学研究における不正行為

科学研究の過程で不正行為を行ってはなりません。不正行為には、以下のようなものがあります。

- ・他人の文章、アイデアやデータの盗用
- ・存在しないデータの捏造(偽造)
- ・存在するデータの改ざん(変造)

以下では、それぞれの不正行為について詳説します。

・他人の文章の盗用

他人の文章をコピーして自分の文章の中で用いるときは、引用とみなされる形式で行わなければなりません。正当な引用を行わずに、他人の文章を自分の文章の中に含めてはなりません。学位論文において盗用を行うことは、研究者倫理に反するとともに、学生の倫理に反する行為でもあり、その場合、学位の取り消し、退学、停学等の可能性があります。

引用とみなされるためには、以下のような条件を満たさなければなりません。

- ・引用とわかる形式で行います。たとえば、引用符を付けたり、引用部分をインデント したりします。
- ・出典を明示します。
- ・引用する文章には変更を加えてはいけません。これは、著作者人格権に関係しています。
- ・引用する必然性がなければなりません。何の理由もなく引用してはいけません。
- ・引用する文章と引用される文章には明確な主従関係がなければなりません。引用される文章が主となってはなりません。
- ・引用は正当な範囲内で行わなければなりません。たとえば、論文を丸ごと引用してはいけません。なお、引用とみなされる条件は、著作権法等でより厳密に規定されています。

文章だけでなく、図版も同様に引用しなければなりません。すなわち、変更を加えずに出 典を明示しなければなりません。ただし、図版は正当な引用とみなされない可能性がありま すので、出版等の公開時に使用許諾を得ることを勧めます。

以上で述べた「他人の文章・図版」には、いうまでもなく、ウェブ上(たとえば Wikipedia) の文章・図版も含まれています。

また、著者以外の人は「他人」です。例えば、研究室のメンバーも「他人」です。先輩や 同僚の文章・図版を用いる場合も、正当な引用を行わなければなりません。

以上で述べた文章等の盗用は、著作権と著作者人格権で規定されています。また、このような行為は研究者倫理に反するものです。

さらに、自分が過去に書いた文章を、新しい文章の中で再利用する行為にも注意が必要です。その許される場合は限定されています。修士論文や博士論文の中に、同一の研究テーマのもとで、自分自身が過去に論文等の中で書いた文章を含めることは、一般に許されています。しかし、二つ以上の論文誌に、同じ文章を投稿すること(二重投稿)は、通常は禁止されています。会議誌の中には、論文誌と同等の条件を課しているところもあるため注意すべきです。

・他人のアイデアやデータの盗用

他人のアイデアやデータを参照するときは、それとわかるように書かなればなりません。 自分のアイデアやデータのように書いてはいけません。

アイデアやデータの盗用は、著作権に反するものではありませんが、研究者倫理に反する 行為です。決して行ってはなりません。

・存在しないデータの捏造(偽造) 存在するデータの改ざん(変造)

実験データを捏造もしくは改ざんをしてはなりません。データその他研究結果の捏造、改 ざんまたは盗用だけでなく、証拠隠滅または立証妨害も禁止しています。

資料11:修了までのスケジュール (博士後期課程)

4月入学者用

9月入学者用

年次	月	教員・職員の活動	学生の活動
	4	履修ガイダンス	履修登録
		安全教育ガイダンス	
		研究指導計画書提示	研究計画書提出
D1	5	副査の決定	
	9		履修登録
	4		
	4	研究指導計画書提示	履修登録
	6		中間発表会
D2	U		门间无狄五
	9		履修登録
	4	研究指導計画書提示	履修登録
	9		履修登録
	10		博士論文予備審査申請
			博士論文説明会
D3	11	予備審査委員会の結論報告	
	4		
	1	□ √0 = + F.	博士論文本審査申請
	2	最終試験 本審査委員会報告	博士論文公聴会
		本番盆安貝芸報告 修了判定	
		沙 」 十1 比	

年次	月	教員・職員の活動	学生の活動
	9	履修ガイダンス	履修登録
		安全教育ガイダンス	
		研究指導計画書提示	研究計画書提出
D1	10	副査の決定	
	4		履修登録
	0	777	尼收及组
	9	研究指導計画書提示	履修登録
	11		中間発表会
D2			
	4		履修登録
	9	研究指導計画書提示	履修登録
	4		履修登録
	5		博士論文予備審査申請
			博士論文説明会
D3	6	予備審査委員会の結論報告	
	7		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	'	最終試験	博士論文本審査申請博士論文公聴会
	9	本審査委員会報告	守工
	9	修了判定	
		אנו ניייו	

資料 1 2 ○創価大学自己点検・評価実施規程

平成5年4月1日規程第165号

創価大学自己点検・評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、創価大学学則・創価大学通信教育部学則の各第1条の2並びに創価大学大学 院学則第2条に基づき、創価大学の自己点検・評価の実施に関する事項を定める。

(対象)

- 第2条 自己点検・評価の対象は、教育、研究及び管理運営の各分野とする。
- 2 自己点検・評価の分野・項目等の具体的な内容は、全学自己点検・評価委員会が実施の都度決定する。

(委員会)

- 第3条 自己点検・評価を実施するために全学自己点検・評価委員会を置き、このもとに、大学自己評価委員会及び法人自己評価委員会を置く。
- 2 大学自己評価委員会のもとに次の分科会を置く。
 - (1) 各学部評価分科会
 - (2) 学士課程教育機構評価分科会
 - (3) 通信教育部評価分科会
 - (4) 各研究科評価分科会
 - (5) 研究所評価分科会
 - (6) 日本語・日本文化教育センター評価分科会
 - (7) アドミッションズセンター評価分科会
 - (8) 学生支援評価分科会
- 3 法人自己評価委員会のもとに次の分科会を置く。
 - (1) 教育研究等環境評価分科会
 - (2) 財務評価分科会
 - (3) 情報公開評価分科会
 - (4) 社会連携·社会貢献評価分科会
 - (5) 管理運営評価分科会
- 4 必要に応じて専門検討部会を設置することができる。

(委員会の構成)

- 第4条 全学自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、副学長、前条第1項の大学自己評価委員会及び法人自己評価委員会の委員長・副委員長並びに同条第2項及び第3項の分科会主査をもって構成する。
- 2 その他各委員会及び分科会の構成は次の通りとする。
 - (1) 大学自己評価委員会 学長を委員長とし、他に副学長、大学事務局長、前条第2項の各分 科会の主査
 - (2) 各学部評価分科会 各学部長を主査とし、他に各学部の組織規模に応じた若干名の委員及 び各学部事務長
 - (3) 学士課程教育機構評価分科会 委員長が委嘱する教員を主査とし、他に学士課程教育機構 の教職員若干名
 - (4) 通信教育部評価分科会 通信教育部長を主査とし、他に通信教育部の委員若干名及び通信 教育部事務長
 - (5) 各研究科評価分科会 各研究科長を主査とし、他に各研究科の組織規模に応じた若干名の 委員、法科大学院・教職大学院各事務長及び委員長が委嘱する職員若干名
 - (6) 研究所評価分科会 委員長が委嘱する教員を主査とし、他に各研究所長及び運営委員会委員長
 - (7) 日本語・日本文化教育センター評価分科会 日本語・日本文化教育センター長を主査とし、 他に若干名の委員及び国際部職員若干名
 - (8) アドミッションズセンター評価分科会 アドミッションズセンター長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
 - (9) 学生支援評価分科会 委員長が委嘱する教員を主査とし、他に学生部、教務部、キャリア センターの教職員若干名
 - (10) 法人自己評価委員会 本部事務局長を委員長とし、他に前条第3項の各分科会の主査
 - (11) 教育研究等環境評価分科会 委員長が委嘱するものを主査とし、他に教職員職員若干名
 - (12) 財務評価分科会 財務部長を主査とし、他に委員長が委嘱する職員若干名
 - (13) 情報公開評価分科会 企画部長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
 - (14) 社会連携・社会貢献評価分科会 総務部長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干 名
 - (15) 管理運営評価分科会 本部事務局長を主査とし、他に委員長が委嘱する職員若干名
- 3 各委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(委員会及び分科会の成立)

- 第5条 各委員会及び分科会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 各委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(任期)

- 第6条 各委員会及び分科会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全学自己点検・評価委員会の任務)

- 第7条 全学自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施に関する次の事項について審議する。
 - (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
 - (2) 自己点検・評価の実施に関する規程の作成、改廃
 - (3) 自己点検・評価実施の組織単位
 - (4) 自己点検・評価の体系(視点・分野・項目)の設定
 - (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
 - (6) 自己点検・評価結果の取り扱い
 - (7) 自己点検・評価の実施の周期
 - (8) その他必要と認めた事項
- 2 全学自己点検・評価委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価制度の改善に努める。
- 3 全学自己点検・評価委員会は、大学自己評価委員会、法人自己評価委員会から提出された報告 書に基づき、今後の大学の改善・充実策を検討のうえ、「創価大学自己点検・評価報告書」を作成し、理事長に報告する。

(大学自己評価委員会・法人自己評価委員会の任務)

- 第8条 大学自己評価委員会・法人自己評価委員会は、次の任務を行う。
 - (1) 自己点検・評価の実施要領の作成
 - (2) 各分科会との相互の連絡・調整
- 2 大学自己評価委員会・法人自己評価委員会は各分科会が実施した自己点検・評価結果の報告書 を検討のうえ、全学自己点検・評価委員会の長に報告する。

(各分科会の任務)

- 第9条 第4条第2項に定める各分科会は次の任務を行う。
 - (1) 自己点検・評価項目の小項目等の設定

- (2) 各分科会の運営に関する事項
- 2 各分科会は、第2条2項によって決定した項目について自己点検・評価を行い、それぞれの上 部委員会の長に提出する。

(企画調査室の設置・任務)

- 第10条 全学自己点検・評価員会のもとに企画調査室を設置する。
- 2 企画調査室に室長(1名)、副室長(3名以内)及び室員(若干名)を置く。
- 3 企画調査室の室長、副室長及び室員は教職員の中から学長が任命する。
- 4 企画調査室は、自己点検・評価の実施に関する企画・情報収集・広報・連絡調整及び報告書の 作成に必要な事務を担当する。
- 5 企画調査室は、必要に応じて各委員会・分科会にオブザーバーとして出席することができる。 (結果の公表)
- 第11条 自己点検・評価の結果は、本学ホームページ及び広報誌で公表する。 (結果の活用)
- 第12条 理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、大学の将来計画において、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。
- 2 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を積極的に活用して教育研究条件の向上、 教育研究組織の充実及び管理運営の改善をはかり、大学の発展に役立てるよう努めるものとする。
- 3 自己点検・評価の結果について本学教職員以外の者による検証を行うことに努めるものとする。 (規程の改廃)
- 第13条 この規程の改廃は、全学自己点検・評価委員会の議を経なければならない。 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

平成 25 年 5 月 14 日 大学教育研究評議会 全学自己点検・評価委員会

創価大学内部質保証ポリシー

創価大学(以下、本学という)の目的は、創立者池田大作先生が示された建 学の精神を基盤として、あらゆる分野で新たな価値を創造していく「創造的人 間」を育成することである。この目的を達成するために、教育、研究および社 会貢献活動が適切であることを自らの責任で説明・証明する必要がある。

本学は、「創価大学学則」第1条2、「創価大学大学院学則」第2条および「創価大学通信教育学則」第1条2において、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。また、1993(平成5)年には「創価大学自己点検・評価実施規程」を定め、委員会等実施組織体制を整備し、着実に自己点検・評価活動を進めてきた。

これまでの活動を踏まえ、本学が建学の精神を堅持し、永続的に発展するためには、自己点検・評価活動が円滑に改善・改革につながるよう、恒常的・継続的なプロセス、いわゆる内部質保証システムを構築することが重要であると考える。

ついては、本学における内部質保証に関する基本姿勢として以下のポリシー を掲げる。

- 1. 本学は、認証評価を含む自己点検・評価活動をとおし、継続的な諸事業の改善・改革を行い、もって社会に対する質保証の責任を果たす。
- 2. 本学の自己点検・評価活動は、大学全体、学部・研究科等諸組織で行われるすべての教育・研究活動及び関連する業務をその対象とする。
- 3. あらゆる活動について、その方針、到達目標を明確にするよう努める。また、 方針、到達目標の妥当性を定期的に検証する。
- 4. 自己点検・評価活動においては、エビデンスを重視する。また、分析のため の評価指標の開発に努める。
- 5. 自己点検・評価活動の客観性、公平性を担保するため、外部評価を積極的に 取り入れる。
- 6. 内部質保証の取り組みを、ステークホルダーに積極的に公表する。

資料 1 4 ○学校法人創価大学情報公開規程

平成25年3月29日規程第410号

改正

平成27年1月31日規程第31号平成29年5月27日規程第9号

学校法人創価大学情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人創価大学(以下「本法人」という。)が保有する情報の公開に関し、 必要な事項を定めることにより、本法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明 性の高い運営を実現し、教育研究の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程における「公開」とは、本法人が保有する情報を広く社会に公表することをいう。
- 2 この規程における「本法人」とは、創価大学、創価女子短期大学とする。

(情報の公開)

- 第3条 本法人は、次の各号に定める情報について、ホームページ等を通じて公開する。
 - (1) 学校法人及び学校の基本情報
 - (2) 財務及び経営に関する情報
 - (3) 教育活動に関する情報
 - (4) 研究活動に関する情報
 - (5) 学生生活・課外活動に関する情報
 - (6) 社会貢献・連携活動に関する情報
 - (7) 進路・進路支援に関する情報
 - (8) 校地・校舎等の施設・設備に関する情報
 - (9) 大学評価に関する情報
 - (10) コンプライアンスに関する情報
 - (11) 学則・諸規程等に関する情報
- 2 前項の規定にかかわらず、本法人は、公開情報以外の情報についても、必要に応じ公開に努めるものとする。

(情報の管理・公開の義務)

第4条 学校法人創価大学事務組織規程に定める事務組織(以下「各事務組織」という。)の部長・

事務長・事務部長は、それぞれの所管事務にかかる情報(以下「所管情報」という。)を適正に 管理し、本規程に基づき公開しなければならない。

2 前項の部長・事務長・事務部長は各事務組織の情報公開責任者(以下「情報責任者」という。) となる。

(情報の適正管理)

第5条 情報責任者及び各部署は、所管情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止のために必要な 措置を講じなければならない。

(関係法令等の遵守)

第6条 情報責任者は、所管情報の管理・公開において、関係法令、契約による義務及び関連する 諸規程等を遵守しなければならない。

(事務)

第7条 この規程における情報の管理及び公開に関する事務のうち、各部署に関する事項は各部署で処理し、それ以外のホームページ等による公開に関する事務は企画部が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月31日規程第31号)

この規程は、平成27年1月31日から施行する。

附 則 (平成29年5月27日規程第9号)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

資料15 ○創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

平成20年4月1日規程第345号

改正

平成23年3月24日規程第74号 平成23年9月13日規程第16号 平成25年3月29日規程第18号 平成26年12月20日規程第20号 平成29年5月27日規程第36号

創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(趣旨)

第1条 創価大学大学院学則第14条の規定に基づき、創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会を(以下、「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる教員の教育活動等の改善、充実の方策に関する事項を審議する。
 - (1) 授業の内容及び方法の改善の方策に関する事項
 - (2) 研修会及び講習会に関する事項
 - (3) その他委員会が必要と認めた事項

(構成)

- 第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。
 - (1) 学長の指名する副学長または副学長補
 - (2) 各研究科長
 - (3) 各研究科委員会から選任された教員各1名
 - (4) 教務部長
 - (5) 教育・学習支援センター長
 - (6) 教務部事務部長
 - (7) 学長が委嘱する教職員若干名
- 2 委員長は、前項第1号の委員をあてる。委員長に支障のあるときは、委員長があらかじめ指名 する委員が、その職務を代行する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、職務上委員となるものを除き2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が必要と認めたときに召集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。
- 3 議決の際、可否同数のときは、議長がこれを決する。 (専門委員会)
- 第6条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員長及び委員は、委員会の議を経て、学長が任命する。
- 3 専門委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 (小委員会)
- 第7条 委員会は、必要に応じて各研究科に小委員会をおくことができる。
- 2 小委員会の委員は、当該研究科所属の専任教員から選出する。
- 3 小委員会の委員長は、当該研究科の研究科長とする。ただし、学長が認めたときは、この限り ではない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学事第2課が担当する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日規程第74号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月13日規程第16号)

この規程は、平成23年9月13日から施行し、平成23年9月1日に遡及して適用する。

附 則 (平成25年3月29日規程第18号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月20日規程第20号)

この規程は、平成26年12月20日から施行する。

附 則 (平成29年5月27日規程第36号)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。